

平成22年第1回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成22年3月11日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（18名）

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 江崎達己 | 2番  | 鏑本規之  |
| 3番  | 黒田芳弘 | 4番  | 舩渡洋子  |
| 5番  | 白井悦子 | 6番  | 高田文一  |
| 7番  | 高橋勝美 | 8番  | 安藤重夫  |
| 9番  | 道下和茂 | 10番 | 中村重光  |
| 11番 | 村瀬明義 | 12番 | 若原敏郎  |
| 13番 | 瀬川治男 | 14番 | 後藤壽太郎 |
| 15番 | 上谷政明 | 16番 | 大西徳三郎 |
| 17番 | 遠山利美 | 18番 | 鵜飼静雄  |

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

|                  |      |        |      |
|------------------|------|--------|------|
| 市長               | 藤原勉  | 副市長    | 小野精三 |
| 教育長              | 白木裕治 | 総務部長   | 鷺見良雄 |
| 企画部長             | 高田敏幸 | 市民環境部長 | 藤原俊一 |
| 健康福祉部長           | 村瀬光廣 | 産業建設部長 | 山田英昭 |
| 林政部長兼<br>根尾総合支所長 | 山田道夫 | 上下水道部長 | 杉山尊司 |
| 教育委員会<br>事務局長    | 成瀬正直 | 会計管理者  | 矢野博行 |

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 河合重光 | 議会書記 | 安藤正和 |
| 議会書記   | 吉村太志 |      |      |

---

## 開議の宣告

### ○議長（遠山利美君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

写真の許可について申し上げます。

議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場면을議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号1番 江崎達己君と18番 鵜飼静雄君を指名いたします。

## 日程第2 一般質問

### ○議長（遠山利美君）

日程第2、市政一般に対する質問を行います。

6番 高田文一君の発言を許します。

### ○6番（高田文一君）

それでは、議長の許可のもと、通告に基づきましてお尋ねをいたします。

きのう、きょうと大変寒くて、各地から冬の便りどころか大雪の便りが届いておりまして、いつまでもいつまでも寒い厳しい冬かなと思っておりますが、そうかといいいながらも、高知では10日も早く桜が咲いたということで、確かに春の足音が近づいてきております。私ども、いつも市長がおっしゃっていますが、厳しい財政事情という厳しさの中、市民の皆さんにも春の足音がやっぱり来て、安心して安全な生活ができるまちづくりに努力をしていきたいと、そう思っているきのうきょうでございます。

私は、今回は3点についてお聞きをいたしますが、1点の中間処理施設と、2点につきましては、斎場整備の一環でもございましたが、揖斐広域斎場の事業の加入についてお聞きします。

特にこの2点につきましては、8月の一般質問にもいたしましたけれども、第1次総合計画が、いよいよ来年といえますか、新年度の平成22年度で前期が終わり、いよいよ後期に向けての計画づくりの年度であり、もう1点は、本県市行財政改革大綱が、18年から22年度の5ヵ年が終了する年でございます。そういうことで、私はそのときもお尋ねの中で申し上げましたように、平成22年度というのは重要年度であり、23年年度以降に向けての本当に大きな分岐点でもあり、あるいは藤原

市政が本当に、どうこれからの本巢市について方向づけをされるか、大変な22年度であるということをお尋ねしたところでございます。このことは、当然、総合計画と大きく関連しておりますので、特に申し上げておるところでございますが、そんな御質問をしたところ、市長も、要約すれば、今後、長期にわたり非常に厳しい財政運営が見込まれるが、事務事業の見直しを図り、自主財源を確保しながら時代の要請に対応したい。また、地方分権の中、国に頼ることなく、地域みずから道を開く自立が求められているとおっしゃった。要約すればこんなようなことではございました。

また、けさの新聞にも、市長のお考えで地方分権を進めていかなければならないということもおっしゃっております。まさに22年度、あるいはそれ以降については、そういうことを本当に念頭に置きながら、後期の総合計画にも着手をしていかなければならないと思っているわけではございます。

そういうことで、この1点、2点の事業につきましては、そういう方向づけをきちんと、まず示していかなければならないのではないかなというふうに思っています。なぜならば、この二つについては、もう私どもが耳にいたしましてから、おおよそ1年半くらいが、凍結という言葉は適切かどうかわかりませんが、議論が進んでいないように思っております。それで、この時期にあえて二つについてお聞きをしていきたいと思っております。

リサイクルセンター、すなわち中間処理施設につきましては、くどいようではございますけれども、新市の建設計画に基づきまして、第1次総合計画の中でストックヤード及び中間処理施設を建設し、粗大ごみや資源ごみの分別を徹底すると、これは、循環型社会の施策の方針の中でこうおっしゃっています。といいますか、計画の中に織り込まれています。

少し経緯を振り返ってみますと、平成19年の10月に、本巢市の環境保全審議会からまず答申が出されております。その後、私は平成20年の2月に、前市長でございましたけれども、文教福祉委員会に所属しておりましたが、そこで市長より、この問題はまず瑞穂市の粗大ごみも云々という、一緒に処分するかという話が出て、その後、大野町より、本巢市で破碎施設を整備する計画があると伺ったということで、大野町も一緒にやらせてもらえないかというような話の経緯がございました。その後、そういう話がございます、私どもが具体的に知りましたのは、平成20年の9月の全協資料でいただきましたのが、リサイクルセンター建設工事概要というのを説明受けたわけではございます。このこともちょっと思い出しながら触れていきますと、場所につきましては、本巢市の山口地内の現在ございますストックヤード敷地内でどうだろうということで、処理量につきましては、当然大野町の人口も含めた処理量ということで1日9トンぐらい、事業費がこの当時に約10億円というふうに私どもは報告を受けたわけではございます。そういうことで、答申の中にも書かれておりますように、費用は多大なもの想定されるが、費用対効果は十分考慮され、過大投資を避けた経費制限の投資をするというような趣旨の答申もございました。そういうことで、過去の経費、あるいは計画を含めた、この段階ではございますけれども、今後この中間処理施設、すなわちリサイクルセンターをどのように計画を進めていかれるおつもりなのか、市長にお伺いしたいと思います。

#### ○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、高田議員の御質問のリサイクルセンターの計画につきましてお答えを申し上げたいと思います。

リサイクルセンターの計画等につきましては、先ほどの高田議員のお話のとおりでございまして、本巢市の環境保全審議会から、中間処理施設の設置とあわせ、粗大ごみのリサイクルが可能な施設整備について、費用対効果を十分考慮し進めるようにと、そういった御答申をいただきまして、検討を進めてまいりました。途中お話がございましたように、大野町より共同建設の申し入れというものがございまして、市といたしましても単独建設というより共同建設の方が、こうした環境保全審議会の答申の趣旨にもおこたえできるというようなことから、大野町と共同で建設したいということで、議会へも御説明させていただき、御理解をいただいていたところでございます。

その後、リサイクルセンターの建設に向けまして協議を進めておりましたところ、私どもの加入しております西濃環境整備組合での焼却処分が平成20年度から可能になったというようなことから、県外への持ち出し処分量を抑制しながら、西濃環境整備組合の方へ運び込んで、その状況というのを見てまいりました。その結果、現在では、西濃環境整備組合でのごみ処理費用というのが、1トン当たり約2万2,000円ということで、安い価格で処分できる見通しが立ったということでございまして、そういったことから、先ほどお話もございましたように、施設建設費約10億円、その後の維持管理経費というのが年間約6,000万円ほど要するリサイクルセンターの建設というものの必要性というのが現在少なくなってきたということでございます。このため、リサイクルセンターの建設というのはここしばらく見送りたいと。そして、今後も引き続き西濃環境へ持ち込むような形で、現行の処理体制で行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

西濃環境整備の方へ持ち込みをしていき、当然この計画は見送りたいということですが、先ほど冒頭からるる申し上げておりますように、財政事情等々、いろいろな問題があるかと思いません。

それはそれとして、それで少し、西濃環境整備組合の負担金も含めました、私、ちょっと古いかもしれませんが、18年、19年、20年度の本巢市内の全部のごみの収集量に対して、全部の処理委託料、西濃環境整備組合の負担金も含めました委託料、単純に割ってみますと、いわゆる総費用を総収集量で単純に数字を合わせてみますと、18年は1キログラム当たり35円ぐらい、それが19、20年度とだんだんと、これは後の委託契約の問題であったり、社会情勢が変わってきているんで、当然その金額が上がるのはわかるんですが、一つは18、19、20年度の総収集量はそんなに変わっていないんです。一方で、委託料等々、負担金も含めまして上がってきているのが18、19、20年の経緯で

ございますが、今、市長がおっしゃいましたように、そういう経費も含めまして、西濃環境整備の方へ移行していきたいということでございますけれども、何といたってもそういう費用の問題、組合の負担金も含めて、十分中身を精査されて今後も進めていっていただくのが、現段階では計画の見直しとしてはそういうことではないかと思っておりますが、どうしてもこういう事情でございますので、経費、費用の問題についても十分中身を吟味していただくように要望しながら、この件については終わりたいと思います。

それでは、二つ目につきましてでございますが、揖斐の広域斎場事業の加入についてでございます。

このことも少し経緯を触れてみますと、先ほどの中間施設と同じような計画を踏まえてきておりますし、これも前市長から文教福祉委員会に御報告がございましたことをちょっと振り返ってみますと、これもやっぱり20年でございますが、このときには議員各位の自主的な研究会がございまして、これは20年の2月の話でございますけれども、昨年の12月末に斎場研究会からの提言を受けておりますという前置きをしながら、揖斐川町長、大野町長より、揖斐広域の焼却炉が4炉あるけれども、実際は3炉しか使っていないというようなお話の中で、どうだろうというような打診があったと伺っております。それで、これも私どもが知り得ましたのが、20年9月の資料でございますけれども、揖斐広域斎場事業加入に係る負担金という説明をいただきました。この時点であつと驚きましたのが、その当時の負担金の計算をいただいたわけでございます。建設時の負担金と、施設の償還金の負担金を合わせると約3億8,000万ほどという提示をいただきました。それにまだ毎年の維持管理費というのがございまして、これが約880万、さらにシステム、こういう御不幸が起きた、仕様の中身がどうだとか、いろいろな情報システムの構築費を入れますと、これがまた2,400万というような報告を受けました。ですから、それを合計いたしますと約4億1,000万という御報告をいただいて、その当時、賛否両論がありました。

そういうことで、先ほどと同じように、その後、この問題につきましても、特に議会の中でも改めて議案、あるいは協議事項として協議をしてきておりませんが、社会情勢が大きく変わっている今日、あるいは財政事情等々の問題から、この揖斐広域斎場の事業について、今後どのように市長は計画、あるいは進めていかれるのかをお聞きしたいと思います。

**○議長（遠山利美君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、揖斐広域斎場事業の加入の質問につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

この揖斐広域斎場の加入につきましても、今議員お話のように、平成20年9月議会におきまして、揖斐広域斎場の方から提示されました加入条件等につきまして御説明をさせていただいたところでございます。そのときにもお話がございましたように、加入につきましては火葬炉のみの受け入れしかできませんよと、いわゆるセレモニーホールの方は使えませんよと。そして、加入負担金も、

先ほどお話のように、約3億8,000万円ほどの費用をいただかなければなりませんという御提示がございまして、議会等にも御報告をさせていただいて、その後いろいろな意見もございまして、引き続き協議をしていくということで現在に至っております。その後も、何とか火葬炉だけじゃなくて、セレモニーホールの方もやることはできないだろうかというお話も再三申し上げましたが、どうしても、今現時点の揖斐広域斎場の方も手いっぱい、なかなか本巢市の状況まで受け入れることがなかなか困難だというお話がございまして、現在に至っておるわけでございます。

こうした中、市内及び近隣の市町におきまして、セレモニー施設が4カ所オープンをいたしまして、本市の斎場計画を取り巻く環境は大きく変化しているのが現状でございます。

ちなみに昨年、本巢市におきます市民の方の告別式の施設利用状況を申し上げますと、セレモニー施設の利用者が154件、葬儀をやられた方の60.6%がセレモニー施設の利用と。そして、自宅で行った方が81件ということで31.9%、その他、地区公民館等の利用者というのが19件の7.5%、またそのほか揖斐広域斎場も、要するに市民委員会というんですか、広域を使わせていただくというようなことで、あいていれば使わせていただけるわけですが、そういったことで使っている方が4件ございまして、2.6%というふうになっております。

また、火葬場利用につきましても、20年度の実績でございますけれども、岐阜斎場が108件の44%、それから大垣の鶴見斎場が89件ということで36.3%、黙山の火葬場が14件の5.7%、揖斐広域の斎場につきましては13件ございまして5.3%というようなことでございまして、セレモニーホール、それから火葬場等々も揖斐広域斎場の利用というのは、本巢市内の市民の皆さん方の利用状況は低いという状況でございます。

こうした、先ほど最初に申し上げましたような、セレモニーホール等の使用もできないということ、そしてまた市内の皆さん方が現在どこでやられているか、そしてどういう場所で火葬もやられているとかいう状況を見ますと、こういった火葬炉のみの使用に多額の経費負担を伴うということから、この際、揖斐広域斎場への加入につきましては断念する方向で進めてまいりたいというふうに考えております。近いうちに正式に、揖斐広域斎場の方にお話を申し上げていきたいというふうに思っております。内々では管理者等とお話は、今のような気持ちも管理者等々にはお伝えもしておりますけれども、議会で報告した後、向こうの方から正式なお話もございましたので、正式にお答えをしていくようなことで進めていきたいというふうに思っております。

こうしたことから、引き続き、揖斐斎場でなくて、近隣の火葬場をこれからも市民の方々に使用していただくということになりますので、そうしますと、市民の皆さん方の使用料金にそれぞれ差が出てくるということから、負担も大きくなるというようなこともございます。今後、火葬に対する助成というようなことも、議会の皆様方の御相談もさせていただきながら検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

ありがとうございました。

揖斐広域斎場についての利用状況等々御報告いただきました。

私も、近隣のセレモニーホールができてきているので、その利用されている方が非常に多くなっていると感じながら、19年からずっと拾ってみますと、市長が今おっしゃいましたように、6割ぐらいの方が利用されております。18年、19年もやっぱり6割ぐらい、まあちょっと低いんですが、年々ふえてきている、数字的にもあらわれています。

そういうことで少し触れられましたが、当然、揖斐広域斎場については断念の方向であるということでございます。そのことはそのことで理解をするわけですが、ですから、そこは断念しながらも、周囲にこういうふうセレモニーホールができてきますと、どうしても利用される方が多くなってくる。その利用されるということは、やっぱり家屋の構造上の問題であったり、核家族というのは随分古い言い方ではございますけれども、御家族の生活の仕方、あるいは考え方、もう一つは地域の助け合いというのは、これはやっぱり主要な生活様式が変わってきていますから、なかなかそういう面も薄れてきている。こういう社会情勢でございますので、ぜひ、そういうことであれば市民の皆さんの助成制度を進めていっていただきたいと切望するわけです。

単純に、先ほどの4億という負担金を年間300件ぐらいで、例えば1回に3万円を助成しますと44年間と、計算上ではそういうことになりますので、ぜひ助成制度をいち早く取り入れていただきたいと思うんですが、市長としてはいつごろというふうにお考えなのか、今お考えがございましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

再質問でございますけれども、時期等につきましては、先ほど答弁申し上げましたように、また議会にも皆さん方にもお諮りしながら、できるだけ速やかに方向を決めてまいりたいというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

大いに期待をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3点目についてお伺ひいたします。

3点目につきましては、土砂災害の区域等についてということを見出しに書いてございますが、これは岐阜土木事務所が土砂災害防止法に係る指定説明会というのを、該当地域の市民の皆さんに説明がありました。私も一市民として出席をしておりましたが、その中で市民の皆さんがいろいろ疑問に思われたりしていること、それも含めまして、きょうはお聞きしたいと思います。

その土砂災害防止法というのができまして、これは土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に係る法律というふうに、簡単に言いますとそうなんです、これは大きく二つに区域を分けております。土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域と2種類に分けて、それをそれぞれイエローゾーンとかレッドゾーンというふうに分けて今回は説明がございました。これは都道府県、いわゆる岐阜県がまず基礎調査を実施いたしまして、そしてその調査の結果、指定をするわけがございます。イエローゾーンというのは、土砂災害のおそれがある区域、片方、レッドゾーンというのは、建築物損壊が生じ、住民に著しい被害が生ずるおそれがある区域と分けたようでございます、このときの説明の中では、特に行政がやらなければならないようなこと、やることといたしましうか、そのことは、一つは土砂災害警戒区域の避難所、避難路の見直し、あるいは整備、土砂災害に関する情報を市民の皆さんに伝達する手段の整備、もう一つがハザードマップでございます。後ほどハザードマップは触れますけれども、一つは土砂災害特別警戒区域におけますと、移転勧告、それに伴う支援ということがあるようです。もう一つは、これは本巣市も21年の3月に私どもの手元にいただきました本巣地域防水計画と水防計画、この防災会議の責務というのを位置づけられたところでございます。

それで私、自宅で私の手元にあるマップを見てみましたら、3種類ございました。一つは地震防災マップという、ケースにきちんと入れて保存用でございます。もう一つが本巣市の洪水ハザードマップという、これは18年にいただきました。もう一つが、ちょっと古いんですけども、土砂災害危険区域図というのを各家庭に配付されておまして、中を見ますと本巣市の、図面の中に土砂流の危険区域は当然のことながら、急傾斜地の崩壊危険箇所、あるいは避難場所等々、写真入りで配付をいただいたんです。これと、私が今回説明を受けてまいりまして資料をいただいたんですが、土砂災害警戒区域該当図という、これは本巣トンネルから南のことで特に御説明をさせていただきますと、これもきれいに色塗りの中で、お手元にあるのかと思いますけど、土砂災害警戒区域と、先ほど言いました土砂災害特別警戒区域を色塗りをつくっていただいた、これが、県が今回説明した法律に基づいたものでございます。これと、さっきのマップにもそれぞれ土砂危険区域と、言葉は違いますが、土砂流に対する、あるいは地震に対する、豪雨に対するそういう区域がずっと書いてあるんですが、そのときそのときにつくられたいろいろな要素があって、わかります、区域をどう定めたというのわかるんですが、こんなにたくさんありますと、これ4種類出てくると市民は、きょうは雨が降るんでこっちかなとか、地震を予測すると今度これかなと、今度どっちへ行ってどう避難するのとか、どこがどうなるのとか、ちょっと私も理解ができない。一市民としてなかなかできない。そうであれば、やっぱり一つのものにして、わかりやすく、専門性の高い行政は行政、それはそれでいいと思います、土木事務所であったり、市であっても。でも市民の皆さんがやっぱりわかりやすく、そういうことであってはいけませんけれども、心得としてこういうものがあるんだと、そういうマップが必要ではないかと思っておるわけです。

特に避難場所、これでいきますと、真下に、もうイエローゾーンに本巣小学校、レッドゾーンの真下に本巣保育所、あるいは本巣中学校が位置づけてあるとしますと、さてこれはと思いますね。



こんなすぐ裏山が危険区域になっていいのかなと、避難場所を含めまして、そういうことを思ったわけでございますので、お聞きをいたします。

そういうことで、マップの整合性は当然必要であると思いますが、一つは学校、保育所等を避難場所にしてありますが、そういう避難場所の見直しについてのお考えがあると思いますが、お聞きをしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 鷲見良雄君。

○総務部長（鷲見良雄君）

それでは、土砂災害警戒区域等の指定についての1番目ということで、避難場所の見直しについて御回答申し上げます。

今回、土砂災害警戒区域等の指定対象となっておりますのは、議員御指摘のとおり本巢地域、糸貫地域にございまして、昨年末から、県が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に向けて、関係自治会の皆様方に御説明を申し上げているところでございます。

現在、市内で指定対象となっておりますのは、急傾斜地については、本巢地域では国道157号線の山沿いを中心に74カ所、糸貫地域では上保地区を中心に7カ所、合計81カ所が特別警戒区域及び警戒区域の指定の予定がなされておるところでございます。さらに、土石流によるものは、本巢地域では法林寺地区、中谷地区などの25カ所の特別警戒区域と41カ所の警戒区域が指定の予定でございます。糸貫地域においては上保地区を中心に6カ所、特別警戒区域として7カ所の警戒区域の指定が予定されております。これらの状況を踏まえ、市においては、地元説明時における市民の皆さんの意見を参考に、土砂災害警戒区域等の指定に関して、今後、県と協議を行ってまいりたいと考えているところでございます。

避難場所の見直しにつきましては、今回、土砂災害特別警戒区域及び警戒区域の指定により影響を受ける避難所、避難場所については、避難所が議員御指摘のとおり本巢中学校、本巢小学校、本巢保育園ほか5カ所となります。避難場所については、それぞれ地区の公民館を含めて11カ所が該当をすることとなります。指定後は、本巢地域防災計画の見直しを進めまして、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報、または警報の発令及び伝達、避難、救助、その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難態勢に関する事項について改定をしてまいりたい。また、避難所や避難場所の変更についても、当然必要になってくるのではないかと考えております。

また、最近の新聞でもございましたように、岐阜地方気象台においては、今年の5月下旬ごろから、市町村における避難基準をより高度とするために、気象情報がこれまでの、本巢ですと岐阜・西濃地域が該当するわけでございます。そういう表示から本巢市単独というように、市町村単位で発表されるようになっております。また、種類といたしましても土砂災害とか洪水というように明記されるようになってきます。

今後とも、市民の皆様の安全を第一に考えながら、気象情報により避難が必要であると判断した

場合には、より早い段階で、防災行政無線等を使用しながら周知をしまいたい、かように考えておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

[6番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

ありがとうございました。

本当に国の考え方等々も、今部長がおっしゃいましたように気象庁の注意報等々の織り込みについても私も見ておりましたが、早速変わるようでございます。そういうことで、早速に取り組んでいただくようお願いして、二つ目の市民への、当然、周知徹底もさらにすべきではないかと思っております。これは二、三日新聞に出ていましたが、養老山地の防災を強化しようということで、養老町と大垣市、上石津町が上空からヘリコプターで見られたようございまして、養老山脈の西の方はやっぱり急傾斜だと。そういうことも含めて、それぞれ市町もそういう取り組みをしております。何といても、そういうことをきちんと市民に伝えていくことが一番大事ではないかと思うんですが、その辺の市民への周知、徹底についてお聞きをいたします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 鷺見良雄君。

○総務部長（鷺見良雄君）

それではお答えを申し上げます。

当然、そういう警戒情報が出ました場合には、市民への周知は最重要課題と考えております。

そういうことで、現在、土砂災害警戒区域などを盛り込んだ洪水ハザードマップ、さっき御指摘がございましたように、現在つくっておりますのは、平成18年度に作成をしておるもので、その中にそれぞれ盛り込んでおるわけでございます。今回の見直しが進みまして指定されることになれば、当然洪水ハザードマップの改定を進めていく必要があると考えております。そういう中で、種類が多いとか、いろいろなお話がございます。できる限り簡素化をしながら、必要な情報の提供に努めながら、ハザードマップをつくりまして、市民の皆様、各家庭へ配付する等によりまして徹底をしまいたいと、かように考えております。よろしく申し上げます。

[6番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

ありがとうございました。

本当に、簡素化してわかりやすいハザードマップの期待をしていきたいと思っております。

三つ目につきましては、土砂災害警戒区域の直下にある本巢保育所なんです、保育所の建物と

山との距離は10メートルもないんじゃないかと思うんですが、その真下には本巢保育所について、これは新年度の中で計画が進められていることは承知はしておりますが、そんな危険な場所にある保育所についても早急に対応しなければいけないと思うんですが、それは計画を具体的にちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

○健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、高田議員の本巢保育所の計画ということについてお答えをさせていただきます。

本年度、本巢保育園、幼稚園等から旧建築基準で建築した施設の耐震診断、耐力度調査を実施いたしました。これらの耐震診断、耐力度調査結果につきましては、過日、議会全員協議会で報告をいたしましたところであります。

また、議員御指摘のとおり、本巢保育園につきましては、急傾斜地崩壊危険箇所の真下に位置します。本巢保育園につきましては、今議会初日の市長所信表明の中にありますように、本巢西保育園と統合、建設に向けて事業着手するところであります。平成22年度、当初予算で、本巢、本巢西保育園統合事業として、コンペ参加報償費及び実施設計委託料1,329万9,000円を計上し、審議をしていただいているところであります。平成23年度の建設に向けて、現有施設以外の場所で建設を進めていきたいと考えていますので、よろしくお聞きをしたいと思います。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

計画どおり進めていただくことをさらにお願ひして、4番目の避難所の見直しについてでございますけれども、この法律は、もともとはソフト事業といえますか、そういう内容でございますけれども、特にハード面でその避難路に見直ししなければならんような構造物等があったら結構ですが、あればお聞かせください。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 鷲見良雄君。

○総務部長（鷲見良雄君）

避難路の見直しにつきましては、当然、避難場所、先ほどの御質問、御回答の中で、避難場所等の見直しを進めるということを申し上げました。そういう中で、避難路の見直しとか整備につきましては、安全・安心な避難所や避難場所に変更することになれば、当然、避難路においても、変更する必要がありますし、先ほど説明しました洪水ハザードマップの改定時に合わせながら進める必要があるのではないかと考えております。

また、整備とかその変更の内容につきましては、御協力いただいております消防団とか自主防災組織がそれぞれの地域にございます、そういう中で、関係者御意見も踏まえながら整備をしていくことになるかと思えます。いずれにしても、避難場所の変更等については具体的に出ているわけではございません。これからの作業になります。問題点等の把握に努めながら必要な整備を考えるべきではないかと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

ありがとうございました。

最後の5点目につきましては、先ほど、土砂災害特別警戒区域の中で、少し御説明をさせていただきましたが、その移転勧告等についての市の御支援、支援体制について、今の時点でお考えがあれば、これ当然岐阜県との協議が必要でございまして、それは承知しておりますが、本巣市としても、今、どのような考えをお持ちなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 鷺見良雄君。

○総務部長（鷺見良雄君）

それでは5点目の、移転勧告及びそれに伴う支援ということについて御回答を申し上げます。

今回指定が予定されています特別警戒区域内の建物については、たくさんある中で、一つの特別警戒区域全体で、移転、その他必要が生ずる場合にはそういう形になります。仮に移転が必要となってきた場合には、現行の補助制度ですと、がけ地近接等危険住宅移転事業というのが国の制度上、現行制度として持っております。それら等の活用になるのではないかと考えておまして、その手続、その他、必要が生じてきた場合には、事業申請、その他手続については県と緊密な連携のもとにできる限りの対応をしてみたい、かように考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。以上、回答です。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

丁寧な御答弁をそれぞれいただきましてありがとうございます。

本当に最近の気候状況は、よく言われるのは「地球温暖化」という言葉で結ばれるようでございますけれども、先日のチリの地震も地球の裏から1万7,000キロでございましたか、そんなところの地震がはるばる津波として起きてきたり、先ほど申し上げましたように、この気候が、暖かい暖かいと思っていましたらいきなり雪が降ったり、あるいは「ゲリラ豪雨」なんていう言葉も最近ど

らんどん使われる昨今でございます。本当に気象状況、気候というのが大きく変動しつつ、かつて私たちが思っていたような自然ではないように思うわけでございます。どうしても防災をきちんとして、市民の皆さんにそのことを理解をしていただくことが災害を防ぐことではないかと思ひます。それには、ある程度訓練というのも必要でございますし、そしてこういうハザードマップであったり、考え方を市民の皆さんに知っていただく、知らせていかななくてはいけないというふうに思ひます。この法律も、行政が知らせる努力と住民が知る努力が相乗的に働く、そういうものをこの本巢市に期待をしているというように結んでおりますので、本当に今までの御答弁の内容につきまして一日も早く取り組んでいただき、いわゆる本巢市の市民の皆さんが安心して安全な暮らしができることを望んでおります。

本当に具体的な御答弁等々いただきましてありがとうございます。私の質問はこれで終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○議長（遠山利美君）

続きまして、1番 江崎達己君の発言を許します。

○1番（江崎達己君）

それでは、おはようございます。

発言通告に基づきまして、議長のお許しがありましたので質問させていただきます。

「東洋経済」の2009年確報によりますと、全国の784の都市の対象に調査されたものが公表されております。住みよさランキング第1位というのは本巢市であるということでございます。これは皆さん御承知のことかと思ひております。ちなみに前年は50位でありました。大きくランクアップされました。これは活力ある本巢市であるとも言えると思ひます。市民と行政のきずなを深め、さらに活力ある本巢市を目指し、市民サービスの向上を図る取り組みについて、3点について順次質問をさせていただきます。

第1点です。昨今、本巢市の南部地域、真正地域ですか、宅地化が進展し、新しい転入者が増大傾向にあります。市民は市の行政組織や、並びに尋ねたいがどこの部署へ行つて何課に尋ねたらよいかわからず、場合によってはたらい回しにされたこともあると聞き及んでおります。こうした解決策の一つとして、市の大封筒、この大きな封筒、これは本巢市の封筒でございますね。この封筒の裏に、各部各課の連絡先や業務の内容、そういったものを記載し、市民のサービスに向上を図つてはどうかと。ちなみに、これはある企業の封筒でございます。この裏面を利用して、これは名称、郵便番号、住所、電話番号、ファクス番号、約67カ所記載して利用されております。ぜひ本巢市もこうした取り組みをされてはどうかと、こういったことについて市長の御所見をお聞かせください。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、江崎議員の御質問の説明の、市の大封筒の裏面に行政組織の案内というようなものを

載せてはどうかという御提案でございます。それにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

現在、本巢市では、ホームページに市役所の各課の業務、組織というものを紹介いたしておりますが、本巢市に転入される方につきましては、窓口でゴミ収集、し尿のくみ取り、保健事業、予防接種、そういった日常生活に必要な情報や問い合わせ先、市の年間行事予定というものを掲載いたしまして、議員も御存じだと思いますけれども、保存版の広報「もとす」というものをお渡しいたしております。そういう現状でございます。

議員の御提案につきましては、現在、市におきましては、封筒の表面には各庁舎の部課の連絡先というのを掲載をして、市民に御利用いただいております。先ほどお話もございましたように、企業だけではなくて、県内の他の自治体におきましても大封筒の裏面利用の事例というようなことでは、御存じだと思いますけれども、観光PRのそういったものを入れたりとか、市内の施設の案内というようなものを掲載しているような市町村もございます。私ども本巢市は、現在、11部23課38係という行政組織でございまして、そういったところの連絡先、業務内容というのをすべて記載すると大変な、量だけじゃなくて、字も小さくなって見にくい部分もあるんじゃないだろうかということで、スペース的に制約も出てまいります。そういったことで、せっかくの御提案でもございますし、掲載内容をしっかりと精査をいたしまして、そして先ほど申し上げましたような県内の他の自治体等の事例も参考にしながら、裏面の活用というのについて検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

江崎君。

○1番（江崎達己君）

前向きな御回答かと理解しておきたいと思います。

続きまして第2点目でございます。

今年4月、市の組織が再編されるということで、市の広報紙のほかに、市長の新年度の抱負、また各部の重点施策の取り組み、そういったものを部長が、また各課の業務の内容を各課の課長さんが本巢市のCCNet、「市民をつなぐ地域密着情報番組」と「こちら本巢市情報局」、また「市政トピックス」というのがございます。そういった中で紹介し、市民サービスの向上を図ってはどうかと。こういったことは、市の幹部職員のプレゼンテーション能力の向上にもつながるかと思えます。こういうことに対して、市長さんの御所見をお聞かせください。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、2点目のCCNetの活用によりまして市民サービスの向上という御質問でございます。それについて御回答申し上げたいと思います。

現在、本巢市におきましては、CCNetで制作を委託しております行政番組、「こちら本巢市情報局」という1回15分番組ということで、昨年4月から放送を今開始いたしました、今月でちょうど1年になります。この番組の中では、「シリーズ地産地消」とか「エンジョイ！子育て」というようなことで、市の職員が出演して行く「市政トピックス」ですとか、小・中学校の特色ある活動を取り上げた「元気ハツラツ！輝くもとすっ子」、また市内の文化財や史跡などを紹介する「本巢歴史ロマンの旅」という三つのコーナーで構成をいたしております、身近な話題を取り上げているということで、そしてまた、市民にも多く御参加、御出演いただいておりますというふうなことで、結構見ていただいて好評をいただいております。

そういったことで、こうした広報を使って、議員御提言のように、私、市長、また部長、課長等がそういうものに出てやったらどうだろうと、顔を出してPRしたらどうだというお話でございます。私の出演につきましては、過日、開会日の日に、CCNetの特別番組ということで、平成22年第1回の本巢市議会定例会の行政報告と所信表明というのを放映をするということで、先日録画撮りもさせていただきまして、私も市民の皆さんに向かって、ことし一年の市政の、いわゆる所信表明というのもCCNetを使って御報告をさせていただくという機会を与えていただきました。今月15日から19日までの5日間、30分番組で1日2回放送されるというふうな伺っております。私はそういうことで出演させていただくということになっております。

また、部長、課長等の市政の紹介というお話でございます。これは私も県職員を長年やっております、そのときに課長等というときに、岐阜放送等に今議員御提言のような形で、それぞれ一年どういう仕事をするんだとか、どういうことをやっているんだというようなことをPRするような番組にも何度か出演をさせていただきました。そういったことで、開かれた市政を推進するという上でも一つの取り組みということで、ぜひ進めてみたいなというふうに考えております。

ただ、現在、持っております番組、先ほど申し上げましたように15分という短い枠でございます。これにかかって、また別に経費をかけるというのものなにかと思いますので、今のこの現在持っております「市政トピックス」のコーナーの中で順次紹介するというようなことで考えていければいいかなと思っております。ぜひ今後検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

[1番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

江崎君。

○1番（江崎達己君）

CCNetの放送というのは、幹部職員のプレゼンテーション能力というんですか、そういうのに私はつながると思っておりますので、ぜひ放送していただけるのを期待しております。よくよくの御検討をお願いしたいと思っております。

続きまして3点目でございます。

これは2点目と重なる点がございますが、きょうの議会みたいに、議会のこの一般質問のこうい

った様子を、きょうも市民の大勢の方が傍聴に来ておみえです。しかし、やはり市民の方、必ずしも傍聴に来られるとは限りません。限られた日時ですので、市役所に行けない市民が大半ですので、開かれた議会として、この議会の一般質問の様子をCCNetで紹介してはどうかと思っております。この点につきまして、市長さんの所見をお聞かせください。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、議会の一般質問の様子をCCNet等で紹介してはという御質問につきまして、お答えをしたいと思います。

議会の一般質問というのは、県会等々も、国会も含めていろいろやっておられます。

県内21市の状況というのをちょっと申し上げたいと思いますが、昨年の11月に本巢市で開催されました岐阜県市議会事務局職員研修会におきまして、私どもの議会の事務局の方から議会等の中継についてということを経験として提出されまして、各市の取り組み状況というのが報告されて、まとめられております。その資料によりますと、一般質問等をケーブルテレビ、またはインターネットで映像を配信しております市は14市ございます。うち、ケーブルテレビで録画を含めて放送いたしております自治体は7市あるということでございます。県内21市の中ではそういうことでございます。この近隣の岐阜地域の自治体の状況のお話を申し上げますと、岐阜市が岐阜放送で生中継をいたしております。山県市では直営の有線テレビで、提案説明、一般質問を収録をいたしまして後日放送をしておるということでございます。また、各務原市では議会の中継システムというのを導入いたしまして、ホームページ上で一般質問の生中継の映像を配信いたしております。

本巢市の場合、このCCNetを使うとした場合、120分番組、今「CCNetスペシャル番組」というのがございますけれども、もしこの番組を使うとした場合は、2時間という放送時間の制限というのがございますし、編集のために映像をカットするということはなかなか難しいということで、CCNetのところで、そういうような課題を持っておるようでございます。

議会の一般質問を生中継放送するという場合、山県市のように市直営であれば、番組枠をとることが可能でございますけれども、先ほど申し上げましたようにCCNetでの放送となりますと長時間の放送枠を確保する必要がございますし、他の番組への影響等々もございますし、そしてまた何といたってもお金の問題も出てまいりまして、もし1日5時間の放送委託ということでありますと、概算で120万円ほどかかるというふう聞いております。

また、各務原市等々でやっておりますようなホームページで映像を配信するという場合は、システムの導入とか収録機材など初期投資費用というのが700万円ぐらいかかる、そして年間経費が150万円ぐらいかかるよと、概算でございますけど、そういうような経費の見積もりが出てきております。

いずれにいたしましても多額の費用が必要となってまいりますので、執行部でお話云々じゃなく



て、議会の方におきまして必要性とか問題点というのを、どういう形でやればいいのか、そういうものも御検討いただいて進めていただければありがたいと思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

江崎君。

○1番（江崎達己君）

ありがとうございました。

今3点について質問させていただきましたが、課題もあるようなことです。今後も検討を進めながら活力ある本巢市を目指していきたいと思いますので、よろしくお願いします。御清聴ありがとうございました。

○議長（遠山利美君）

ここで暫時休憩します。

午前10時08分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま上谷議員より早退届が出ましたので、許可しましたので、よろしくお願いします。

ただいまの出席議員は17名でございます。

続きまして、12番 若原敏郎君の発言を許します。

○12番（若原敏郎君）

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして3点質問をしたいと思います。

質問に先立ちまして、本当に厳しい経済状況が続いております。新聞紙上では少し景気は上向きになったということを報道しておりましたが、我々のもとには本当に不景気が実感として伝わってきます。私の近くに大型ショッピングセンターがあるんですが、本当に苦しい経営状況を強いられております。本当に心配しておるところでございます。

1点目の質問でございますが、県の行財政改革アクションプラン（案）の本市にける影響はということでございます。

岐阜県が2010年度当初予算案と同時に発表した行財政改革アクションプラン（案）は、2010年度からの3年間に予想される920億円の財源不足の解消を目指すものです。また、借金である県債残高は、2010年度末で過去最高の1兆3,823億円に膨らみ、借金への依存度を示す実質公債費比率が2009年度末に18%に達し、初めて起債許可団体となる見込みと知り、岐阜県民としては非常に残念と同時に、今後不安に思うところがございます。

このアクションプランは、緊急財政再建期間に当たる2012年度までの3年間で県財政の構造的な財源不足をどう解消するのかを具体的に示したとしています。そのうち、補助金も市町村への50事

業が減額か、また廃止の対象とされると聞いております。本市において廃止事業の影響、補助率削減の影響をお尋ねします。

1 番目として、およそ総額でどれくらいの事業で、どのくらいの削減を見込まれているのかをお尋ねします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 鷺見良雄君。

○総務部長（鷺見良雄君）

それでは、ただいま御質問の行財政改革アクションプラン（案）の影響の中の1点目、削減見込みについてということでございます。

県の財政状況につきましては、議員御指摘のとおり1兆3,000億円に上る県債残高が示しますように、かつてない厳しい状況に置かれておりまして、県では平成21年度から24年度までの4年間を緊急財政再建期間と位置づけられまして、段階的に財政構造の転換を図ることとしておりまして、その間、あらゆる角度から現在の財政構造を見直して、構造的な財源不足の解消を目指しているところでございます。その中で、議員御指摘のとおり、市町村に対する補助金の削減も打ち出されております。

今回、見直しの対象となりました補助事業は、県全体で66事業のうち、医療、福祉、子育て支援、暮らしの安全・安心などに配慮しつつ50の事業で縮小・廃止がなされ、本市における影響額といたしましては、15の事業で約4,200万の補助金の減額となる見込みでございます。特に影響の大きな事業といたしましては、福祉施策でございます重度心身障害者医療費、乳児医療費及び母子・父子家庭の医療費助成に係る事業が主なものでございまして、それらに対する負担金といたしまして約2,600万円ほどの減額を見込んでいるところでございます。

以上、回答とします。

[12番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

若原君。

○12番（若原敏郎君）

御回答の中に、本市で15事業で4,200万円の削減と、また大きなものでは、いろいろ上げられまして2,600万が大きなもので影響があるということでございますが、そのほかに廃止された事業があると思いますが、その廃止されたものはどんなものでしょうか、再度お尋ねします。

○議長（遠山利美君）

総務部長 鷺見君。

○総務部長（鷺見良雄君）

廃止した事業の内訳でございます。障害者いきいき住宅改善助成金、高齢者いきいき住宅改善助成金、これは林政でございますが、高齢級間伐促進事業費等が現在廃止という形になっております。

いずれの事業も重複します補助事業等があるということで、障害者いきいき住宅改善につきましては障害者自立支援給付事業の活用によってそれらがカバーできる、高齢者いきいき住宅改善助成事業につきましては、現在、もとす広域連合でやっております介護保険サービス事業の適用等々によって代替措置がとられているということで、実質、削減をしても問題がないという見解のもとに、そんなふうに進められておる状況でございます。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

若原君。

○12番（若原敏郎君）

今、3点上げられました高齢者いきいき住宅改善助成事業、また障害者いきいき住宅改善助成事業、これは21年度には予算に上げておられまして、本年度の中には入っていなかった。これは、やっぱり県が廃止したからということで、市の方も廃止したのではという懸念をしておりましたが、今、部長の回答の中に、ほかに代替するものがあるということでございますので、少しはよかったかなあと、こんなことは思っております。

何分にも県がすることでございますので、市でどうこう、なかなか難しいと思います。その点、御配慮のほどをお願いしたいと思います。

それと、これは920億の削減の内訳としまして、ここ3年間でございますので、平成22年度は310億、平成23年度は290億、平成24年度が320億ですね。これは市の改善計画で計画的に実行されれば、その資料の中に平成25年度は予定どおり改善されても、まだ200億の財源が不足しておるということが書いてあります。本当に社会経済情勢、また国の新たな政策に大変影響される面が多いと思われませんが、市としては、今現在示されている補助率2分の1を5分の2に引き下げる事業がかなりあるんですが、その辺は国・県に左右されることなく継続をされていかれる方針であると思っておりますが、その点のことをひとつお願いします。

○議長（遠山利美君）

総務部長 鷲見君。

○総務部長（鷲見良雄君）

先ほど御説明申し上げましたように、特に皆さん、県民生活に大きな影響を及ぼすということでございまして、それらに対して県自体も配慮されておるわけでございます。市としても、市民の皆様方に大きな影響を及ぼす必要な施策については当然継続をしていくという結果の中で、先ほど御説明申し上げたような概算数値をはじいておるということでございます。これもあくまでも予定ということでございまして、それらに係る医療費等が高額になれば当然額もふえていくということでございますが、可能な限り、市長が申し上げておりますように、市民生活第一という視点で当然継続をして行くべきだと考えております。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

若原君。

○12番（若原敏郎君）

ありがとうございました。

本巢市においては、財政そのものが今逼迫しているわけではございませんのでなんですが、ある首長さんのコメントで、この県の行財政改革アクションプランで補助金が削減されてくると、町民に負担を強いるわけにはいかず、しわ寄せは自治体が受けなければならないと。長期化すれば、市町村が行う現行制度の破綻を招くという懸念をされている首長さんもお見えになります。

市長さんにお伺いしますが、県に市長さんはお見えになりましたんで、この改革が今の3年間、これをやると県がよくなっていくのか、それともまだまだ不安がいっぱいなのか。県職の経験がございしますので、市長さんの御所見をひとつお伺いしたいと思います。

[発言する者あり]

私、ここに括弧して市長と書いてありますので、私的な立場で答えられんと言われれば結構でございます。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、せっかくの御質問でございますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

今、議員御指摘のように、3年間、県の今のアクションプランに基づいてやった後、その後は何かバラ色の云々があるかというような話をされておりますけれども、私はそういうようなことにはなかなかならないんじゃないだろうかというふうに思っております。現下の経済情勢、そして今の地方自治体の置かれている状況等々を見てまいりますと、国の方にもそれだけの力もないと。そして、結局は、さっき私も所信表明等々でもいろいろお話し申し上げていますように、最終的には地方自治体みずからが、自分たちが努力する中でやっていくしか方法はない、そういう時代に今突入しているというふうに私も認識しております。

県の財政状況の厳しさは、多分これからも続いていこうというふうに思っております。とりあえずは、収支のバランスは確かにこの3年間ぐらいで改善の方向には行こうと思っておりますけれども、これもきょうの新聞等々にもあって、昨日の県議会での質問に対して知事が答弁されておりますように、多分に今後の景気回復というのも視野に入れながらのこの3年間のアクションプランだろうというふうに私も思っております。やはり何といても、その前に景気回復は、この間にしっかりと回復基調に乗って、以前と同じとはまいりませんが、それなりの地方に税収も入ってきて、そしてこれからも引き続き必要な財源が確保できるというようなことができれば、そういうのが最終的には出てくると思っておりますけれども、今の県下の経済情勢等々を見てみますと、その間に回復が出てくるかどうかというのは大変厳しいし、多分に県の方の財政というのも、私はこれからも厳しく、そしていろんな形で公共事業等々も含めて市民サービス、県民サービスへの影響というのはこれからも出てくるだろうというふうに思っております。

知事は、私どもは部下としてお仕え申し上げて、親しくさせていただき、また心配もしております。そういう中で、知事自身のいろんな考え方をお聞きすることも多々ありますけれども、知事もいろんな形で前向きに、これからも県政のリーダーとして、しっかりとそういったものも乗り越えてやっていただいて、また県民生活の向上にしっかりと知恵を絞ってやっていただけるというふうに私は信頼しておりますし、そういうことも御期待申し上げます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

若原君。

○12番（若原敏郎君）

市長には突然質問しまして御無礼しましたけど、やはり県と知事さんとのつながりもあるということですし、現状を見詰めて、この本巢市の行財政も堅実にやっていただけることを信じておりますので、どうかよろしく願いいたします。

2番目の質問に入らせていただきます。公共交通、市営バス事業についてでございます。

もとバスは、本巢市が合併後、交通弱者の足として公共施設、医療機関を、また買い物などの交通手段として地域住民の交通の利便性を考慮して設置されました。現在は真正・糸貫地域の運行となっています。利用されている人、特に高齢独居の方にとっては生活の命綱となっております。さらに、東海環状自動車道の工事が進められ、高速道路の無料化が進む中、自動車に対する依存度がこれから進んでくると思われます。特にマイカーに頼るということが、本当にどこの家庭でもそういう傾向にありまして、高齢者の方を置き去りにしているんじゃないかなあと、そんなことを思っております。不採算路線の鉄道・バスが廃止されていくのが現状です。これでは自動車が利用できない弱者への配慮が怠るのではないかと心配をしています。

高齢化社会を迎え、各地で地域の足を確保するためにコミュニティーバスの導入も検討されているところがあります。コミュニティーバスは、1回の運賃が100円ですので、とても収支は合いませんが、今現在は本巢市はコミュニティーバスが走っている状況でございます。

そこでお尋ねします。

今回、予算の中に、このもとバスがササユリ方式の福祉バスに再編されるということをお聞きしております。このもとバスの実証期間といいますのは、以前お聞きした中には、23年度までに年間2万6,000人の方が利用していただくのが目標とお聞きしていたと思いますが、その点について、今回、ことしササユリ方式に変更するということが打ち出されておりますが、その点の理由をお聞きしたいなど、こんなことを思います。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは、もとバスを福祉バスに再編していくという理由と、それから実証実験の目標年次につ

きましては、平成23年度ではなかったかという御質問に対しまして回答をさせていただきます。

平成20年度に本巢市の地域公共交通総合連携計画を策定いたしまして、これに基づきまして、国庫補助事業といたしまして平成21年度から23年度まで、有償バスによります実証実験を予定しておりましたところでございます。

しかしながら、実験1年目の今年度のもとバスの実証実験状況を見てみますと、年間利用者数につきましては、目標値、先ほど議員が御指摘のとおり2万6,000人に対しまして約1万6,000人弱という結果でございます。利用者1人当たりによります市の負担コストの目標値につきましては800円以下でございました。これに対しまして、現在の1万6,000人では1人当たり約1,700円という実績でございまして、実験前よりは確実に改善してきているとはいえ、このままでは平成23年度までに目標値を達成することは到底困難な状況となっております。

利用者が伸びている真正線であっても、1便当たりで見ますと平均3.3人と、決して多くの市民に利用されているとは言いがたく、費用対効果の面においても依然として問題があると認識をしております。

今後、ますます厳しくなる市の財政状況も考え合わせれば、このような状況のまま実証実験を23年度まで続けていくよりも、今年度の実証実験結果を冷静に評価・検証した上で速やかに必要な見直しを行って、平成22年度に新たな実証実験を行うことが適当であるというふうに考えております。

したがいまして、平成22年度は、もとバスにつきましては、運行形態を市直営化としてまいります。ダイヤ・ルートと見直しによります効率化もしてまいります。市内バスの料金の格差是正に向けた無料バスの運行等、いろいろなことにつきましても実証実験を行いまして、目標値も利用者1人当たりによります市負担コストを600円以下に改めていくことといたしております。

なお、無料バスによります運行は国や県の補助金の対象ではなくなりますが、持続可能なバス事業への転換を目指しまして、平成22年度からは市単独で実証実験を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

[12番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

若原君。

○12番（若原敏郎君）

平成21年度から23年度の実証実験の予定だったが、1年目において改善できるめどが立たないということでございます。本当に私もよくそれは理解できます。たくさん費用をかけて利用が少ないということはよく理解ができますが、2番目の質問としまして、果たしてその利用者の声を、このアンケートの調査の中に実際にバスに乗っているいろんな声を聞いたということも書いてあるんですが、利用者が利用しやすくなる努力はされてきたかなあと、こんなことを私は思います。実際に停留所で待ってみえる利用者の方ですね。やはり寒い日には、あの吹きさらしの中でバス停がぼつんとあるだけで、そこで待っている人は本当に気の毒だなあと、こんなことを私は思っておりました。本当にバスが来るのかなあというようなこともつぶやきながら待っている人もありました。こんな

状況では、たくさん乗って下さいと言う方がちょっと無理があると、こんなことも思っております。

2番目に努力されたかということをお聞きしましたが、これについての回答はよろしい。なかなか厳しい面もありますし、費用の面もございますので、部長にそこまで言いますと大変心苦しいですので、バスの中で声は聞いたということで、全部廃止してしまうということじゃないんです。その点についてはよろしいですけど、3番目の、もとバスは毎日運行しておるんですが、今度の自主運行バスですか、ササユリ方式になりますと週3日になります。火・木・土で、もとバスのときは1日10便でしたが、今度は6便に減るということで、これは利用者の方にとって本当にサービス低下になるんじゃないかなあと、こんなことを思いますし、またさらに利用しにくくなってしまふんじゃないかと、こんなことを思います。

先ほど言いました、雨が降っているときにバス停で傘を差して待っているというのも酷な話で、私の聞いたところでは、もうバスはちょっと利用できなくて、厳しいけどタクシーで医者へ行きますという人がいます。バスを利用していただければ安く済むのになあと、こんなことも思いながら聞いておりました。その点につきまして、このサービス低下でないかという質問に、部長はどういうふうにお考えでしょうか、質問します。

**○議長（遠山利美君）**

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

**○企画部長（高田敏幸君）**

先ほどの利用者増の努力につきましては取ってやるというような御指摘でございましたが、御存じのとおり、6月1日から実証を開始しまして、無料で1ヵ月間は皆さんに利用しやすいような、もとバスの利用の仕方等につきましても知っていただきたいということで、無料の期間を1ヵ月設けたりですか、乗り継ぎ券、樽見鉄道からバス、バスの真正線から糸貫線、こういった無料の乗り継ぎ制度とか、70歳以上を無料にするとか、いろんな努力はしてきたわけでございますが、先ほどの結果になったわけでございます。

そこで、もう一つは、今回、毎日運行しておったのを週3回にするわけでございますが、こういったことによってサービスの低下につながらないかという御質問でございますが、もとバスにつきましては、3日へ変更することによりまして影響が懸念されるところでございますが、一方で、現在の利用者がもとバス全体で1便当たり平均2.2人、利用者1人当たりに要するコストが先ほど言いましたように1,700円という状況をかながみますと、需要に対して過剰なサービスとなっている部分がないかとか、もっと運行を効率化できる点はないか、そういったところの見直しをする余地があるというふうを考えております。

そこで、もとバスにつきまして、昨年の秋に実施いたしました利用者アンケート調査結果を分析しましたところ、利用者の約7割以上が買い物や通院を目的に利用していると。それから、週1日から3日以内の利用者が約9割を占めておると。それから、利用者の約5割が70歳以上であって、

60歳以上の方を含めると約7割が高齢者によります利用であることが明らかになりました。これらの実態を踏まえれば、火・木・土の週3日運行に限定をしたとしても、その影響は限りなく少ないのではないかとこのように考えております。

いずれにいたしましても、実証実験を行っていく中で、さらに市民の声を聞きながら今後も所要の見直しを行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

[12番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

若原君。

○12番（若原敏郎君）

大筋ではよくわかりますが、やはり利用者の方に少しでも便利のようにしていただきたいなあと、こんなことを思います。

それで、4番目として市長にお伺いしますが、現在、若手職員による本巢市政策研究グループでDMVの班があるというふうにお聞きしました。公共交通について、全体的にどうしたらよいかということもそういうグループの中で考えていただけたらどうかなあと、こんなふうに私は思うわけです。

北方町に、この4月からバスターミナルが岐阜バスでできることになっております。市営バスをそこへ連結させたり、DMVは本巢・北方から穂積の方へ行くようなことも考えてみえたと思うんですが、そうした穂積駅の方へ行く路線を確保するとか、また北方のそのバスターミナルを利用するとか、そうした全体的な公共交通の構想を考えていただきたいなど、こんなふうに思っておるわけですが、将来について市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、公共交通の将来のあり方というようなことでの御質問でございます。それにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

先ほど来、議員の御指摘もいただいておりますし、部長の方からも御答弁申し上げておりますように、少子・高齢化社会を迎えて、ますます公共交通というのは必要になってくるというふうに私は認識をいたしております。そういったことで、これからも市民の皆さん方に、いつまでも車に乗っておれる時代ではなくなってくるということで、そのためにも、いわゆる市民の足の確保というのは私ども行政に課せられた大きな課題であるというふうに認識もしております。そのために市としてこれからも積極的に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

一つ目には樽見鉄道の問題もございます。引き続き存続に向けて、今努力もさせていただいております。いろいろ課題も見え出してくておりますので、その辺はまたいろいろ議論の余地もあろうかと思っておりますけれども、鉄道も存続に向けていろいろと努力もしております。それから今バスにつ



きましても、先ほど来、お話がございましたように、これからも交通弱者の足の確保というようなことで存続させてやっていきたいという思いをしております。

そういう中で、鉄道もそうですけれども、最終的には費用対効果の問題も出てまいります。お金を幾ら使ってもいいよという話でもございません。やはり効率的な運用というのは頭に入れながら考えていかなければならないというのもまた大きな課題でもございます。

そういったことで、そういうことも踏まえながら公共の足を確保していくというのが今私どもが頭を悩ませているところでございまして、市営バス等々につきましては、もとバスの今回再編というような形で、ササユリ方式のような形で無料で、糸貫・真正地域も今後やっていこうと考えておりますし、現在、根尾地域の方もやっておりますけれども、根尾地域もいずれはこういう市内、いわゆる統一の形での足の確保という仕組みに今後してまいりたいなということを思っております。

そういう中で、やはり使っていただかなければ何ともなりませんので、そのバスを運行するにいたしましても、21年度にも計画させていただきましたように、樽見鉄道との連結、それから岐阜バスとの連結というようなことで、モレラでそれぞれ結合するような仕組み等々も考えて、昨年もやらせていただいております。

今後も、そういう市営バスで無料バスになりましても、これからも樽見鉄道、またバスとの連結というようなことも頭に入れながらやっていかなければいけない。特に病院とか買い物だけ、確かに利用実態は通院とか買い物というのに大半の方がお使いになっておりますけれども、でき得れば今申し上げたようなことも頭に入れながら交通網というのを考えていきたいなというふうに思っております。

そういう中で、北方バスターミナルへの接続の問題、またJRの穂積駅への連結の問題等々も今後課題になってくると思いますけれども、ただ市営バスで運行をいたしておりますと、その市の行政域を越えて、北方、もしくは瑞穂に市営バスを走らせるというわけにはなかなかいかない。それはどうしても民間の岐阜バス等々の路線がございまして、そういう路線との競合というようなこともございます。そういう市の行政区域を越えて出ていくというのは、相手方もありますので、そういうことも全部調整をしながらやっていかないとできない話でございますので、要望は、できるだけ便利な形で進めていくということはそのとおりでありますけれども、そういう問題もあるということで、その辺のことにつきましては今後の検討課題にしていきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、交通弱者の足の確保というのをこれからも真剣に考え、そしてまた行政の大きな課題の一つというふうにとらえて、市民の足の確保に積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

若原君。

○12番（若原敏郎君）

大変ありがとうございました。

これから高齢化社会を迎えるに当たって、私たちもいずれは高齢者の仲間入りをするわけですが、車の免許をいつまでも持つておられるわけではありませんし、車にいつまでも乗れるわけではありません。やはり独居になりましたら、また高齢者ばかりの世帯になりましたら、どうしても公共交通が必要になってくるんじゃないかなあと、こんなことを思っております。市長もよく考えていただいておりますので、ぜひ将来に向けて、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3番目の質問をさせていただきたいと思ひます。子宮頸がん予防接種についてというところでございます。

20から30歳代の女性に増加中の子宮頸がんは、予防できる唯一のがんとされています。原因のほとんどは性交渉によるヒトパピローマウイルス（HPV）の感染という、国内では毎年1万人以上がこの病気を発症し、約3,500人が死亡していると聞いております。

昨年12月下旬、初のワクチンが発売されました。このワクチン接種で予防につながり、患者も7割ほど減ると言われます。少子化対策、また子育て支援の観点からも、次世代の命をはぐくむ女性を擁護すべきと考えますが、これは既に新年度予算において新潟県魚沼市は、国内初の助成制度を創設し、名古屋市は半額助成の方針を決めました。埼玉県志木市は全額補助の方針とのこと。本市についてはどのようにお考えでしょうか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

#### ○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

#### ○健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、ただいまの子宮頸がんの予防接種についての御質問にお答えをしていきたいと思ひます。

御質問のとおり、子宮頸がんを予防できるワクチンが日本において昨年承認され、接種が12月よりスタートいたしました。

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス、いわゆるHPVが原因とされ、そのウイルスに感染する前にこのワクチンを接種することにより、子宮頸がんの約7割を占めるHPVの感染を予防することが期待できるとされています。その有効性については、約10年から20年継続すると言われております。20から30歳代の子宮頸がんの発症率は年々増加傾向にあり、以前は出産を済ませた女性の病気にされていた子宮頸がんが出産年齢の上昇と相まって、現在では、これから妊娠・出産を迎える女性の病気にへと変化をしております。妊娠・出産・育児に係る年代に罹患する率が高い子宮頸がんを予防することは、少子化対策や子育て支援対策の観点からも重要だと考えております。

ただし、ワクチン接種をしても感染を予防できない発がん性HPVもありますし、既に感染している発がん性HPVを排除したりはできません。ワクチンを接種した上で、定期的な子宮頸がんの検診を受けることが何よりも大切であります。思春期を迎える女兒が女性の成長と健康について深く理解できるような配慮も、また必要であります。

このような状況を踏まえまして、ワクチンの供給状況の把握、接種対象年齢、助成方法等につきまして、今後検討を進めていきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

[12番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

若原君。

○12番（若原敏郎君）

今、御丁寧に回答をいただきまして、ありがとうございます。

本来ならば、国がこの助成制度を打ち出してくれれば難しくないんですが、まだちょっと先というところでございますし、打ち出されるかどうかはわかりませんので質問したわけですが、一人でも生まれてくる可能性のある子供を、若い母親が予防接種をそのときに受けていれば生まれることができた、また子供ができたことによって本当に親子ともども将来に向かって幸せに暮らすことができる。その防ぐことができたのに、そのときにしなかったばかりに不幸な親子ですね、生まれてこれる子が生まれてこれなかった。こんな事態になっては、今、少子・高齢化の時代に大変残念なことだと、こんなふうには思っています。自治体が積極的に取り組んでいただければ、まずは少しでも防げるかなあとってこんな質問をしました。ぜひ前向きに検討していただくように、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（遠山利美君）

続きまして、3番 黒田芳弘君の発言を許します。

○3番（黒田芳弘君）

ただいま議長に発言のお許しをいただきましたので、質問を始めたいと思います。

初めに、昨晚、家でテレビを見ておりましたら、CBCの「板東リサーチ」という番組で我が本巢市の特集をやっておりました。樽見鉄道で沿線をめぐるとの特集でありましたが、柿のアイスクリームですとか「いちごファーム」、根尾の「ゆうふの庵」なども出ておりました。

また、先日、道下議員が御紹介いただきました樽見鉄道の「招福きっぷ」も紹介されておりました。こうして改めまして見ると、我が本巢市も本当にいいところだなあというような思いで見ました。市長お勧めの「文殊にゅーとん」も出ておりましたので、今度ぜひ家族で食べに行きたいと思っております。こんな番組、これからも市長、いろいろアピールをしていただいて、この本巢市を取り上げていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、通告してあります2点12項目について、資料も交えながら、順次質問をさせていただきます。

まず1点目の子ども手当についてであります。これにつきましては、市長は国策なので私に言ってもしょうがないとお思いでしょうが、私の立場ではあんにしか文句を言うことができませんので、御理解いただきながら質問に入ります。

それでは、まず資料の1を見ていただきます。

ここに出てくる具体的な内容の数字等は、私が資料作成時のものでありますので、あしからず御了解をいただきたいと思いますが、まず子ども手当とは、次代の社会を担う子供一人ひとりの育ちを応援する観点から、所得税の扶養控除や配偶者控除を見直し、子供が育つための基礎的な費用を保障するため、中学卒業までの子供1人当たり月額2万6,000円を支給としており、子育て世帯の経済的支援を行い、個人消費を喚起すると同時に、急速に進む少子・高齢化を少しでも抑制することがねらいとされております。

具体的には、2010年度は現行の児童手当を存続させ、手当の一部とし、月額1人1万3,000円を支給、2011年度からは児童手当は廃止し、1人月額2万6,000円を支給としており、財源は所得税における配偶者控除及び配偶者特別控除、一般の扶養控除の廃止による実質増税と無駄な事業の見直しで創出するとしております。また、子ども手当に対する所得制限は設けないとしております。

このような施策ではございますが、総理自身も、2月15日には当然23年度は満額支給をするとしておりましたものが、3月2日には新規の国債を発行してまでやるべきではないと二転三転しております。政府内でも足並みに乱れがあるように、制度設計上多くの問題がございます。

そこで、まず1点目の制度内容について、子を持つお母さん方からわかりづらいとの声がございますので代弁して担当部長にお尋ねをいたしますが、2010年度については現行の児童手当を残し、並行して子ども手当を支給するというので、その重なる部分が複雑でわかりづらいというところがございます。

資料1にもありますよう、児童手当では860万円と780万円で所得制限を設けていましたが、子ども手当ではなくすのでどうなるのか。また、手当の額も段階的に分けていたものが一律になる、こういったところがわかりづらいところがございます。

そこで、制度内容についての1点目、国と地方の負担割合や現行の児童手当との関連で現在支給されている人はどうなるのかなど、具体的にどのような形で支給をされるのか。また、実際にはいつから支給されるのかなど、支給に至るまでの流れについてお尋ねをいたします。

**○議長（遠山利美君）**

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬光廣君。

**○健康福祉部長（村瀬光廣君）**

それでは、議員の御質問にお答えをしていきたいと思っております。

子ども手当は、次世代の社会を担う子供一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校終了までの児童を対象に、1人当たり月額1万3,000円を支給する政策であります。当政策は、今国会において子ども手当法案が3月2日に衆議院で可決されたことから、4月1日から施行される見込みであります。

子ども手当と児童手当の関連では、第1に、児童手当は対象児童が小学校終了までで所得制限があります。子ども手当は、対象児童が中学校終了まで広がり、保護者の所得制限がなくなりました。

第2に、小学校終了までの児童は、児童手当法に基づき、従来どおり国・地方自治体・事業主が費用負担をいたします。児童手当の支給額の基本は、3歳未満は月額1万円、3歳以上の第1子・第2子は5,000円、第3子は1万円であり、子ども手当支給額は月額1万3,000円であるため、児童手当支給額との差額1人当たり月額3,000円から8,000円はすべて国が費用負担をいたします。中学校終了までの児童は、1人当たり月額1万3,000円のすべてを国が費用負担をいたします。ただし、子ども手当は支給に際し保護者の所得制限がないため、児童手当の所得制限で支給されていなかった受給者相当額が地方自治体の実質的な負担にならないよう、新たに地方特例交付金が設置されます。

第3に、支給に至る流れについてであります。早ければ4月から順次新規対象者へ案内事務を進めてまいりたいと考えています。子ども手当の支給は年3回で、初回は6月で4・5月分2万6,000円と、児童手当を支給されている方は最終の2月、3月分の児童手当が合わせて支給されることとなります。その後、4ヵ月分を10月と2月に分けて受け取るようになります。

第4に、福祉施設の児童への支給については、その入所施設へ対象となる子ども手当相当額を補助する特別の支援が検討されています。詳細についてはまだ明確になっておりませんので、明らかになり次第、作業を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

福祉施設の児童への支給は後から聞こうと思ったんですけど、先に答えられたので抜かします。

2点目、地方負担の問題についてお尋ねいたします。

資料1のマニフェストにおきましては、現行の児童手当では幾つもの目的が混在しており、何のための法律かわからないとし、目的を次世代を担う子供の成長及び発達とし、社会全体で子供の育ちを支えるという観点から、児童手当を廃止し、全額国庫負担とすると明記されおりました。これには、当然我々地方は、子ども手当創設に伴う財政負担の軽減と期待をされておりました。児童手当を残し、財源の一部を地方自治体と企業が負担することは公約違反となりますが、市長の見解をお聞かせ願います。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、地方負担の問題につきましてお答え申し上げたいと思います。

黒田議員が一番最初のときに国の制度云々で市長に云々という話もしていただきましたので、ちょっと気楽にその辺をお答えさせていただきたいと思っております。

先ほどから黒田議員、いろいろとお話をさせていただいておりますように、子ども手当は、民主党

の目玉政策の一つということで、スタートさせていただいております。私どもも、当初、全額国費で支給されるというふうに思っておりました。そうしましたけれども、暫定措置ということで、新年度も先ほどの部長答弁のように、2ヵ月分のところは地方で負担ということに最終的になりました。この辺の経緯は新聞等々でも御案内のとおりでございます。結果的にはそういう形になりました。私ども地方自治体も、国と同様、大変厳しい財政状況でございますものですから、新聞等々を読みましても、アンケート調査等にもお答えがありましたように、一部の首長からは地方負担には応じられないというような強い発言もあって、そういう報道もなされております。アンケートの結果からもそういう結果が出ております。

しかし、今現在は国の方の方針も決まって制度になりまして、そういった市町も現在はそういうことも鎮静化しておるということでございまして、私どもは既に関係法案、先ほど申し上げましたように予算等も決定されたということもございまして、22年度につきましては、粛々と国の方針に協力してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

3点目の質問に移ります。

財源の問題についてでございますが、来年度は結果的に1.5兆円の国庫負担となったそうでありますが、この来年度分の月額1万3,000円だけでも、全額国庫負担としていたマニフェストを修正してまで財源を絞り出したというのに、2万6,000円の満額支給となる再来年度以降、毎年約5.3兆円必要となる、この巨額な財源をだれがどう負担するのか、大変疑問に思います。

鳩山総理は、財源は無駄を削減する中で余裕ができた分だけやる仕組みをつくろうと思っていると発言をいたしました。また、野田財務副大臣は、年間5兆円を超える財源が必要となる一方、経済低迷による大幅な税収の落ち込みが直ちに回復しない見通しから、満額支給のハードルはかなり高いとしているよう、明確にされておらず、財源がないままの無理な支給は、支給される子供に将来借金を残すことが危惧されます。また、国民の支持拡大のためマニフェストに明記した目玉政策実現に固執し過ぎますと、他の事業予算にしわ寄せが懸念されますが、これにつきましても市長の見解をお聞かせ願います。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

財源の問題につきましてお答え申し上げたいと思います。

黒田議員御指摘のとおり、平成23年度以降、子ども手当を満額支給というふうになれば、国予算は年間5兆円を超える巨額の財源が必要だということに見込まれております。先ほど申し上げまし

たように、子ども手当というのは民主党の昨年の衆議院選挙でマニフェストの目玉政策の一つということで、平成22年度は中学校卒業までは1万3,000円、23年度から2万6,000円を支給するという形でマニフェストで明記されております。

こうした中で、財源の問題につきましては、私どもも子ども手当の22年度の地方負担というのは、先ほどお答えしたとおり、22年度限りの暫定措置だというふうに私も考えておりました、23年度の予算におきましては、国においても5.3兆円をやられるとしても、全額国の方で確保されるものというふうに私の方は考えております。

子ども手当は、満額支給するために新たな私ども地方自治体の負担とか、それからまた私どもの市の予算に係る事業の削減等に影響が出ないように願っておるところでございます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

4点目の質問に移ります。

効果の問題でございますが、大和証券が20代、30代の女性700人を対象としたアンケート調査では、「子ども手当の使い道は」とした問いに対しまして、「将来に備えた貯蓄」としたものが66.7%、「経済的不安が解消された場合に理想の数だけ子供を産みたいか」という問いに対しましては、「イエス」としたものが84.6%、また「子ども手当2万6,000円で不安を解消できるか」とした問いに対しましては、「ノー」と答えたのが55%であり、不安を解消できるとしたのは、「5万円」で72%、「10万円」で87%という結果でありました。また、産みたくても産めない理由の中で、「職場環境と保育・教育施設の不安」とする育児環境の理由が29.4%ございました。

アンケート調査から、子ども手当の使い道は将来に備えた貯蓄にするという結果であり、そもそも制度上、用途が限定されない、親に支給されるものが子供に全く関連しない費用に使われる問題があり、本来の目的達成となるのか心配されます。

高校は無償化になるそうでありますが、教育に関しては、支給される中学生までより高校、大学の方がより多くかかるので、将来のために貯蓄に回すのではないかと考えられます。

また、子供がいない世帯は手取りが減少し、これから産む計画をしている専業主婦世帯にはマイナスとなりますし、産みたくても産めない理由に、29.4%の人が育児環境の問題としているが、子ども手当の財源が先行し、その他の支援策に十分な予算が回らない事態が想定されます。例えば、都市部で急増する保育所や学童クラブの待機児童の問題は急務であります。そのような時代となり、かえって少子化に歯どめがかからないという事態にもなりかねません。

先進国の例を挙げますと、同じような支援策を行ったドイツでは1人2万円を支給していましたが、子供自体には役立たず、総合的な子育て支援がおくれ、出生率は回復しなかったという例もあります。

この政策が本当に子育て支援として役立ち、出生率が上がるなどの効果につながるかと思うと、私は疑念があります。次世代を担う子供の育成という原点に立てば、全国一律の現金給付ではなく、給食費や教材費、修学旅行費など、子供に直接行き渡る用途の明確なもの、あるいは不足している保育施設の建設など、各自治体の実情に合った使われ方の方がより効果が上がると考えますが、いかがでしょうか。市長の考えをお伺いします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

子ども手当の効果の問題につきましてお答えを申し上げたいと思います。

子ども手当の経済効果につきましては、今回、子ども手当を支給するに当たりまして、国の方で分析をして、発表されております。児童手当からの上乗せ分の3割程度が将来に備えた貯蓄に回り、残り7割程度が消費に回るというような、国の今回の子ども手当の支給に当たって説明をされております。そして、子育ての経済的な負担を軽減して総合的な少子化対策を推進するということが目的ですよということで、今回の子ども手当を創設されております。

議員、今御指摘のような、いろんなアンケートの結果等、今、御説明がございましたけれども、民間シンクタンク等の用途に対するアンケート調査は、「将来に備えた貯蓄」と回答した比率というのは、先ほど黒田議員のお話の率とはまた違って、アンケートによっていろいろその率が変わっておるようでございます。

どちらにしても、制度がまだ施行されておられませんし、その効果のほどはわかりませんので、この子ども手当がどのような経済効果を生むのかというのはちょっとわかりかねますけれども、私どもは行政の執行者としては、今の政府のおっしゃっているような形で、ぜひその所期の目的、そしてそういった所要の効果が生まれることを大変期待いたしておるところでございます。

そしてまた、先ほど議員御指摘のように、今回、こういう子ども手当、現金給付云々じゃなくていろんなものをもっとほかものに使ったらどうだろうという御意見も広くあるということも承知をいたしております。しかしながら、どちらにいたしましても、手当を現金でいただきたいという方もおられますし、そうじゃなくて施設の建設なんかを急ぐべきだというような、いずれも子育て支援に関しては私は必要な施策だろうと思っておりまして、国民に一定のそういったニーズもあるというのも事実でございます。こうしたニーズを踏まえて、国におきましてどのように取り組んでいくのかというのは、私どもも注意深く見守っていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）



5番目の質問に移ります。所得制限と税控除の問題についてでございます。

この所得制限につきましては、政府内でも高額所得者にも支給すべきかどうか議論されておりましたが、マニフェストどおりすべての子供に支給されるようになりました。これにはいろいろな思惑が絡んでいたとは思いますが、この所得制限を設けなかったかわりに配偶者控除と扶養控除を廃止します。控除を廃止して手当をするということは低所得者に対して配慮したもので、資料3の下の表を見ていただきますと、子ども手当と控除廃止を合わせた効果で子供2人世帯で年収600万円で45万4,000円、500万円で48万7,000円、300万円で51万1,000円等、所得の低い世帯ほど増収額が大きくなり、低所得者ほど有利になります。それはそれでいいと思います。しかし、この税制改正は、子供がいない、あるいは中学校を卒業した後の専業主婦世帯をねらい撃ちしていることとなります。これには、専業主婦世帯はぜいたくだからという判断があったに違いありませんが、そういった考えは大きな誤解であると思います。だから、大金持ちは自分の会社を持っていて妻を役員にしているケースが大半であり、もともと配偶者控除などは受けていないので何の影響もありません。

では、実際、専業主婦というのはどういう人なのかといいますと、親の介護のために仕事をやめた人や、兄弟や子供に障害があるなどのさまざまな事情を抱えていて、やむにやまれず専業主婦をしているケースが多いのではないかと思います。今のような時代には生活に余裕があって専業主婦をしている人はむしろ少なく、こうした人は配偶者控除がなくなったら痛いのであります。確かに子ども手当と扶養控除との兼ね合いの中で低所得者優遇という税制にするのは悪くはありませんが、配偶者控除を廃止するかどうかは子育て費用の問題とは全く関係がございません。財源だけの都合で子ども手当と税制改正をあわせて行おうとしているが、趣旨からすればこの二つは別の次元の問題と考えますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

**○議長（遠山利美君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、所得制限と税控除の問題についてお答え申し上げたいと思います。

これこそまさしく国政の問題でございまして、なかなか歯切れのいいとは言いませんけれども、なかなかお答えが難しいんですけれども、今回の子ども手当の創設に伴いまして、平成22年度の税制改正案という中では、平成23年度以降の財源不足を補うために15歳までの扶養控除の廃止ということ、所得税につきましては23年度分から、そして私どもの市町村の住民税につきましては24年度分から廃止というふうになっております。

また、高校授業料無償化に伴いまして、16歳から18歳までの特定扶養親族の上乗せ部分も廃止されるということになっております。さっき冒頭で申し上げましたように、市といたしましては、いわゆる国税、国のまさしく法律の改正の話でございますし、今後の動向を見守ってまいりたいというふうにしかなお答えはできません。

ただ、さっき前の方の答弁でも申し上げましたように、子ども手当の支給に関しまして、いわゆ

る地方の収入が減収になるというようなことが出てくれば、これは地方の財源補てんをしっかりと行っていただけるように、我々全国の地方の自治体と力を合わせて一緒になって、国へも積極的にそういうことのないように要望していきたいなという思いをいたしております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

6点目の質問に移ります。

義務的な税金等未納者への受給の問題でございますが、本市のみならず全国的に、国民として、あるいは市民、町民としての義務である税金や保育料、学校給食費、また各種保険料などの滞納が増加傾向にあります。これには、家庭内の経済的理由と自己中心的理由が混同されていると思われる。特に学校給食費につきましては、義務教育だから払う必要はないなどと理不尽な理由で滞納し、一方では子供に月2万円もの携帯電話使用料を払っているという困った親がいて、メディアでも取り上げられております。これにつきましては、ある論説者によりますと、今までの児童手当は所得制限を設けるなど社会保障の福祉目的であったので滞納者へも支払うべきであった。しかし、子ども手当は経済援助に変わったので、制限されるべきであるとの考え方もあります。ですが、私は児童手当、子ども手当にかかわらず、税金や給食費など基礎的なものを支払わない人に満額出すのが正しいのか、疑問に思います。滞納者には、その分を差し引いて支給するのが正しいのではと考えます。税金などの基礎的なものは義務として支払うのが大前提で、そうでなければ手当は当然制限されるべきと考えますが、市長の見解と本市の対応について伺いいたします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

子ども手当の支給に関して、未納者の問題、お話が今ございました。この件につきましては、私も全く同感でございまして、払えない人は、それぞれまた違った制度でしっかりとやるという仕組みになっておりますけれども、払えるのに払わないというのに対して、やっぱりこれはしっかりと対応していく必要があるんじゃないだろうかというふうに私は思っております。

今回の子ども手当法案では、第13条の規定で、手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押さえをすることができないというふうに定められておまして、先ほど議員の御指摘のように、税を含めた公共料金等の滞納処分に充当することはできないというふうに22年度の分についてはされております。

しかしながら、私も全国市長会も国の方へ一生懸命要望もいたしておりますし、今国会の審議の中でもそういう不払いの問題等が取り上げられて、特に保育料とか給食費とか、そういうような義務的なものについても払っていないのはいかがかと。ぜひそういうものを相殺できるようにして

ほしいという全国市長会の要望等も踏まえ、総理、そして長妻厚生労働大臣も、平成23年度の支給を考える中でそういった制度設計を検討していきたいというふうにおっしゃっておられますので、私ども、ぜひそういう方向でやっていただきたいと、ぜひその辺の動きを注意深く見守ってまいりたいというふうに思っております。やはり払うものを払わないというのは、私もその辺については同感です。払えない人に払えというのは、そういうものではありませんけど、それはそれで払えない理由があれば、それなりにまた減額等々の制度がいろんな形でできておりますので、そういうのでやっていただくというのが原則じゃなかろうかというふうに思っております。

そういったことで市の方も、現在では法的にはそういうことができませんので、今回の国の総理、そしてまた大臣がそういう答弁もされておりますので、前向きに、ぜひそういう方向でやっていただけることを期待を申し上げる。詳細が出てくれば、市としてもそういうもので対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

これにつきましては再質問をさせていただきますが、今、市長の答弁にありましたように、国の方の案の修正が必要となるということで差し押さえはできないということでございますが、市の方では子ども手当を支給した人と滞納している人は一目瞭然でわかるわけでございますので、支給した後、速やかに納付をしていただくなどの手続も私は必要かなあというふうに思いますが、その点につきましていかがでしょうか。

○議長（遠山利美君）

藤原君。

○市長（藤原 勉君）

その件につきましても、国の国会答弁の中でも、現行制度の中で義務づけなくても、窓口で来たときに、ぜひ滞納分をお支払いいただくようにという指導はできるはずだと、今そういうお話も出ております。私どもも、できるだけそういう方向ですね、窓口指導等を通じて、入ったところで滞納分のところをお支払いいただくように、そういう働きかけはやっていきたいというふうに思っております。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

今まで子ども手当についていろいろと尋ねましたが、これにつきましては、本市の新年度予算におきましても合計で7億1,000万という大変大きな額が計上されております。大変大きな額でありますので、本当に子供のために使われて、少子化対策などに役立たないと何の意味もございません

ので、ぜひ市長には、市長会などを通じてこういったことはぜひ声を届けていただきたいと思って、この質問については終わらせていただきます。

2点目、市政運営についての質問に移ります。

大分ちょっと飛び抜かしますが、私のような経済について認識が乏しい者にとっては、平均株価ぐらいしかその状況を判断することができませんので、実態としてはなかなか景気の動向というものは判断ができておりません。

そこで、まず資料の5を見ていただきますと、これは平成7年からのサラリーマンの平均年収の推移であります。10年の467万円をピークに下がり続け、20年には430万円まで減少しました。

次に、資料の6を見ていただきますと、これは平成18年時の職種別の年収表であります。ここで私が見てもらいたいのは、前に座っておられる皆さんのような地方公務員等のことではなく、上場企業と、ここでは民間としております、この本県地域の企業のほとんどが対象となります中小零細企業との格差でございます。

最近になって、私の身近なところでも、40代、50代の今まで働き盛りと言われてきた年代の人たちが、職がない、あるいはあっても週三、四日程度で困っている姿をたくさん見かけるようになりました。私のところへ聞こえてきますのは、企業運営に苦しむ経営者と雇用環境に苦しむ労働者、がこの状況から何とか助けてほしいという切実な声でございます。このような地域の現状についてどう思われるか、市長にお伺いをいたします。

#### ○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、不況によります地域経済の今の状況ということにつきましてお答え申し上げたいと思います。

大きな話になりますけど、この2月の月例経済報告を読みますと、「景気は持ち直してきているものの、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にある」というふうに国の月例経済報告も発表されております。

また、県内の経済情勢も依然として厳しい状況にございまして、2009年の第2・四半期の完全失業率も4.4%、全国は5.4%で下がっていますし、昨年12月の有効求人倍率も0.53倍というようなことで、大変厳しい状況が続いております。

こうした国・県の状況等々を踏まえまして、本県市といたしましては、今回もそうですが、国・県の緊急経済対策事業の活用とか市の単独事業による工事の発注等、積極的な社会資本整備を通じた需要の喚起を図るとともに、緊急雇用対策を活用いたしまして雇用の拡大を進めておりますほか、また地元中小企業への資金融資など、急増しておりますセーフティネット保証の認定を迅速に行い、経営の安定に努めてきておるところでございます。

また、新規の雇用を生み出す企業誘致の推進につきましては、残念ながら、なかなか具体的なこ

とになっておりませんが、県企業誘致課との連携を密にいたしまして、精力的に企業展や企業を訪問いたしまして、県・市の企業優遇制度のPR、また企業立地の環境というのもPRしながら、事業拡大、また新規立地を働きかけておまして、できるだけ早く具体化になるように、今後も引き続き施策を積極的に推進していきたい。

どちらにいたしましても、厳しい経済情勢ということは私ども認識しておまして、私ども市とり得る、知恵を出せる範囲のところは、今、一生懸命内需の拡大というようなことで取り組んでおるところでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

2点目の質問に入ります。

市長は2年前の就任時、自分の目指すまちづくりについて「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」を上げ、その実現の基本として「元気な里づくり」「温もりのある里づくり」「うるおいのある快適な里づくり」の三つを基本方針体系とし、市政運営に当たると熱い思いを語られました。2年が経過いたしまして、これまでを自身でどう評価し、総括されるか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、2年間の実績評価という御質問がございましたのでお答え申し上げたいと思います。

私、市政運営につきましては、「清新で公正かつ透明性の高い市政」、また「市民との対話と現場主義による市政」「自分の願いが届き、わかりやすく、かつ身近に感じる市政」というのを基本姿勢といたしまして、「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」の実現に向けて取り組んできたところでございます。

それでは、少し御報告させていただきたいと思いますが、最初に取り組みました市政総点検におきまして、市民の皆様から寄せられました生活道路とか通学路、排水路などの生活基盤整備に対しての強い要望といったものも踏まえまして、「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」の実現に向けて実施をいたしました主な事業の概要も報告させていただきたいというふうに思っております。

「元気な里づくり」につきましては、企業誘致を図るための屋井工業団地の完成、それから企業の今後の成長をバックアップするための懇談会の開催、それから農産物のブランド化や販路拡大のための本巢市地産地消推進委員会の立ち上げを初めといたしまして、間伐事業、また林道の整備、それからまた観光施設の整備というようなことを実施してきたところでございます。

また、「温もりのある里づくり」におきましては、子育て支援ということで乳幼児医療費助成対象の中学生までの拡大、また妊婦健診の公費助成の拡大、また保育園・幼稚園の耐震診断・耐力度

調査の実施、また消費者保護のための生活安全対策監の設置を初め、寝たきり老人等の介護慰労金支給事業及び紙おむつ購入費助成事業の継続実施とか、真正・根尾方面隊の消防車庫などの消防施設の整備というようなことも実施してまいりました。

また、「うるおいのある快適な里づくり」におきましては、西部連絡道路を初め、市民生活に密着した道路の整備、地域情報化を図るためのケーブルテレビ事業の完了、また小・中学校の耐震化、それから真正スポーツセンターの建設、簡易水道の統合や農業集落排水事業の推進を初め、レジ袋有料化・ノーマイカー運動などによります地球温暖化対策、また淡墨桜などの文化財の保存・保護など、こういった事業を実施してまいったところでございます。

以上、この2年間に取り組みました主な事業の概要を申し述べましたけれども、議員が御指摘のことについてしっかりお答えができませんけれども、私は評価というのはみずからするもんじゃなくて、市民の皆さんに評価していただくというのが基本だろうというふうに考えておまして、評価というのはこの場では遠慮させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

3点目の質問に入ります。

ただいまこれまでの2年間の実績について述べられましたが、それらを踏まえ、今後の2年間、どのような意識を持って行われるのか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

3点目の今後の2年間のどういう方針でというお話でございます。

今後の2年間におきましても、今の2年間と同じように、しっかりと市民の声を聞きながら市政運営を行ってまいりたいというふうに思っております。

ただ、今現在は、地方自治体を取り巻く環境というのは年々厳しくなってきておまして、住みよいまちづくりの実現のためには、私ども行政だけでなく、地域住民、企業というものに御参加いただいて市政をやっていくということが完全に必要になっております。今後は、市民協働のまちづくりというのを積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

また、今後2年間におきましても、多様化する市民ニーズにこたえて市民サービスの向上を図るために、引き続き徹底的な行財政改革を進めてまいりたいと思っております。そして、行政コストの削減を図ってまいりますとともに、ただ削るばかりでは能がありませんので、そうではなくて将来の市政の発展に寄与するような事業・施策、そういうものにはこれからも重点的に、また積極的に予算配分を行ってまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後2年間も、また全力を尽くして頑張ってまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

4点目の質問に入ります。

市長が目指す「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」実現のために、新年度は具体的にどう対応されるのか、まず方針などのソフト面についてお伺いをいたします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、新年度の対応につきましてお答え申し上げたいと思います。

新年度の予算等々につきましては、所信表明でも述べさせていただきましたとおり、新年度も私の市民への約束でございます「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」の実現に向けまして、産業の振興、子育て支援、教育環境の整備を新年度も一緒に取り組んでまいりたいと思っておりますし、また市民の皆さんの大変要望の強い生活道路、排水路、上下水道、通学路、そういったものもあわせて重点施策として進めていきたいというふうに考えております。

また、新年度は、本巢市の第1次総合計画の基本計画、また本巢市の第2次行政改革大綱、また国土利用計画の策定という大変重要な年でもございます。こうした計画策定の中に市政総点検でいただきました多くの御意見を反映してまいりますとともに、現在の組織体制、また事務事業の見直しを図って新たな施策を展開してまいりたい、このように考えております。

いずれにいたしましても、市民の声をしっかり聞きながら、新年度も一生懸命頑張ってまいりたいと思います。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

5点目の質問に入ります。

冒頭に申し上げましたように、本当に経済状況は厳しいものがございます。最も必要な景気浮揚策は何だと考え、どう対応していこうと思われるか。

また、地域の人を助けるには、現状打破に向け、スピード感を持った対応を必要とし、緊急的措置が必要と考えますが、新年度予算にどう反映されたのか、ハード面についてのお尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

景気浮揚の考え方、そして新年度はどう取り組んでいくかということにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

先ほどの一番最初のときにも御答弁申し上げましたが、本巢市の経済をしっかりとやっていくためには、やっぱり市民の中の力をつけることは大事でございまして、内需の拡大をしっかりとやっていかなきゃいけないと思っております。

そういったことで、中小企業の受注を確保して雇用を創出するということが、この本巢市の活性化には最も重要な施策であろうというふうに私は考えております。

そういったことで、新年度予算におきましては、市内業者の受注の確保、また雇用の創出を図るということで、緊急雇用創出事業といたしまして、離職を余儀なくされました非正規労働者、また中高年齢者等の雇用の機会を確保するための費用ということで1,332万3,000円を予算計上させていただいておりますし、またふるさと雇用特別基金事業ということで、地域の雇用再生のために、地域求職者等の雇用機会を創出する費用ということで897万5,000円という雇用創出の事業に予算も計上いたしております。

それに加えハードの面では、市内業者の受注を確保するということで、昨年もやらせていただきましたけれども、今年度も当初の計画事業費に追加をいたしまして、道路の新設改良事業、また道路舗装新設事業、用悪水路の整備事業、こういった市内の皆さん方にしっかりと受注していただいて、そして雇用の確保もできる、そういった費用ということで2億2,067万7,000円を別枠で計上させていただいて、内需の拡大に努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

6点目の質問に入ります。

地域の景気低迷の現状打開に向け、私たち地域としてできることは、地域経済を市域全体で連携して支える、そんな仕組みの構築が必要と考えます。それに向けまして、行政の役目とは何であるのか、そして行政としてできることは何か、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

行政の役割とか現状を打破するための仕組み云々というお話がございました。



市独自でこの景気対策をやっていくというには、なかなか限界がございます。特に大きな国際的な問題から波及してきておる、今現在の不況問題でございます。本巢市だけで云々ということではできないと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、やはり我々の市でもできることはこういう中でもあるんじゃないだろうかとということで、先ほど申し上げましたように、内需拡大をこの現状を打破するためにしっかりやっというということで、今回の予算にも取り込ませていただきました。

景気対策と申しますと、どうしても公共事業一辺倒ということになりますけれども、先ほど申し上げましたように、雇用の創出というようなソフト事業もあわせて、ハード・ソフト両面から地域経済が浮揚できるような事業展開が必要でございまして、今回もそういったことを踏まえて、新年度予算でも計上させていただいておるところでございます。

そういう中で、もっと具体的に内需拡大、そして雇用につながる、そういうものをもっと深く考えていくこともできるんじゃないだろうかとということで、例えば市発注の公共事業におきまして、いわゆる資材等の購入というものを、県内の他の市町ではそういうことを義務づけている市もございますけれども、市内で調達するとか、また下請も市内業者を使うようにとか、そういうような市内企業の皆さん方を優先して使っていただける、そういう仕組みを考えていくことも必要じゃないだろうかと。そうすることによって雇用にもつながるとということで、地域経済も内需の拡大も大きくなってくると。今後、そういう手法も検討をしていかなければならないというふうに思っております。そういうことをやることによって、先ほど申し上げたような市内業者に優先的に事業をやっていただくということとあわせて、もっと中の資材購入、そしてまた下請等々の話も、市内業者でやることによってすそ野の広い、そしてまた内需拡大につながっていくような、そして本巢市の経済が底上げできるようになっていけばいいなと思っておりますし、そういうことがこういうことをやることによってできていくんじゃないだろうかとと思っておりますし、ぜひこういうようなことも今後検討を進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

ただいま御答弁がありましたように、内需拡大ということで公共事業の発注ということでございましたが、それにつきましては、具体的に市域で連携してということになりますと、やはり資材ですとか、下請業者も市内で使うというようなことではございましたが、その点につきまして、具体的にどういったふうでそういうことを明示するのかというようなことがございましたら答えていただきたいんですが。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

先ほど申し上げましたように、近隣の市町では、そういったことを市の事業の中に規定をしている市町もあるというふうに伺っております。私どももそういう仕組みを取り入れることによって、より具体化ができないだろうか、それについては事務局等とも相談させていただきながら、その辺の可能性について、しっかりとまた進めさせていただきたい。

いずれにいたしましても、そういうものがあれば、議会の方へも御報告もさせていただきながら進めさせていただきたいというふうに思っています。

また、そうなりますと色々な問題も出てまいりますので、決して後ろ指をさされるようなことのないような形で、ぜひ健全な業者の育成ということもあわせて、そういう仕組みになっていけばいいかなという思いもしておりますので、どうかよろしく申し上げます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

大変積極的な御答弁をいただきました。安心をいたしました。

これにて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠山利美君）

ここで暫時休憩します。

午後0時13分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 鏝本規之君の発言を許します。

○2番（鏝本規之君）

一般質問をさせてもらいます。

私も何回か一般質問をしたんですけれども、こういう原稿を持ってきたのが初めてでございますので、ちょこっと読むこともありますかと思っておりますけれども、よろしく願いをいたします。

通告に従って順次やっていきますけれども、もとバスの件は、若原議員が大分質問をされておりましたので、その中で私が感じたことを少し述べさせていただきます。

岐阜バスと本市との契約についてなんですけれども、今回、福祉バスというような形で物事がなされるということですので、もとバスと岐阜バスとの契約はこれからはなくなるかとは思いますが、その中においてももとバスとの契約、今後のことも含めまして少しお伺いしておきます。

今までの契約内容で見ますと、2000年度から約2,982万円という予算の中で、21年度になりますと少し減って2,700万強ということなんですけれども、ササユリと一緒にやってやるということで、約800万ぐらいの経費になろうかと思うんですけれども、単純計算しますと、今まで毎日走ってい

たものが約3日間ということになれば、経費が半分になってしかるべきということの中において800万ということは、単純計算でいけば倍にすれば約一千五、六百万という経費が今後もかかると思っておるんですね。

先ほど若原議員からの質問の中で、今まで試験的に無料でやってきた中においても、1回の乗車してもらえ人が2人から3名であるという、今回もまた使用料、運行というのか、今まで100円いただいてたものをゼロすると、無料にすることなんですけれども、前にも無料でやっておられてもそんなに乗客がふえたわけでもない。今回も無料にしたところでそんなにふえるわけではないと思うんですけれども、今後の形態その他から考えていったときに、いろんなやり方があるかとは思いますが、若原議員からも指摘があった、また市長さんからの答弁の中にありました、4月から北方町の方でバスターミナルというものができると。そこに接続ができないかという答弁の中に、いろいろな他市との問題、つながりというものがあるということで、難しいところもあるかとは思いますが、そういうところを大いに利用してもらって、たくさんの人に乘っていただくように、これからは市としても努力をしなければいけない。今までは市の方として幾ら努力をしても、たくさん乗っていただいたとしても、その人たちが払われる料金というものがすべて、もとバスに乗ってくれた人の料金が岐阜バスの方へ全部行ってしまう。そういうことになれば、市民としては、もともと2,700万の予算で、そして2,700万ということで岐阜バスとの契約がなされている。お客様がどれだけ乗っていただいたとしても、その経費が節減できるという契約じゃないんですね。であるなら、もっと早くから、料金はただにしたところで、市民一人ひとりが負担をする金額というのは何一つ変わらない契約なんですね。こういう契約が本当に正しい契約なのか、今後ともこのような契約がなされるのかをひとつ伺いをいたします。

**○議長（遠山利美君）**

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

**○企画部長（高田敏幸君）**

それでは、ただいまの岐阜バスとの契約につきまして答弁をさせていただきます。

まず、本県で有料のバスを走らせておるものにつきましては、根尾の自主運行バスというものと、今のもとバス、ワンコインのコミュニティーバス、100円のバスがございます。根尾地域の自主運行バスと申しますのは、これは公共交通空白地帯でございますので、そういったバス事業者がございませんので、市みずからが路線許可をとりながら、事業者となって運賃をもらいながら行う事業でございます。しがたしまして、これは運行を根尾タクシーに任せておりますが、運賃はすべて市へ入ります。市の事業主体でやっております。

ところが、南でやっておりますもとバスにつきましては、基本的にはそれぞれ公共交通をやる事業者が見えまして、本来その方たちが事業としてやられればいいわけでございますけれども、やっても赤字なものですから、なかなか事業としてやられない。そこで市がお願いをして、一緒になってある程度の負担をして、岐阜バスさんにその路線の事業認可を受けながら、岐阜バスさん事業主

体としてその事業をやっていただいております。したがって、そのバス運賃収入は事業者でありますバス事業者に入っておりますということでございます。

その当初決められた協定で結ばれた一定額につきましては、最初、平成16年度の決めるところに つきましては、年間のバスに乗られる乗車人数年間2万人を想定しておりました。それはお金にしますと1人100円ですから、200万円ですね。そういった200万円の収入を差し引いた額で協定額が決められたというふうに聞いておまして、今まで2万人を超えたという実績もございませんので、基本的には適正な契約ではなかったかというふうには思っておりますが、基本的にまたそういった人数が2万人を超えて3万人、4万人乗られた場合につきましては、当然岐阜バスさんと協議をしながら、負担金、あるいは委託金の改正をお願いするというにはなっておったところでございます。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

何にしましても、契約の中において、当初2万人の予定であるということで契約をなされたとするなら、それじゃあその計画以上にたくさんのお客さんが利用された時には、当然その利益が岐阜バスに入るわけなんです。ですから、私が言いたいとすることは、契約の中において、そういうことも含めて市民一人ひとりが不利益にならない契約をするのが市の役目ではないかと言っているわけなんです。乗ってくれている人がたくさんいるからどうのこうの、少ないからどうのこうのではなくて、利用する人は利用する人で料金を払ってみえる。だけれども、乗らない人もそういう負担を平等にしているわけです。もとバスをたくさん利用してくれることによって、岐阜バスにたくさん利益が上がったとしたときに、市民に対して何の還元もないような契約内容はいかがかということで質問をしたわけです。

いろいろなルールがあって、いろいろなものがあるかとは思いますが、そういうことも含めて契約をするのが市としての役目ではないか。どこまで行っても市民に負担のかからない、不利益にならない契約をするのがベターじゃないのかということでお聞きしたわけです。もう一遍お願いをいたします。

○議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

○企画部長（高田敏幸君）

今、申し上げましたように、当初、その負担額を決めるときには、そういった想定をしながら決めるわけございまして、それ以上、当然その想定した以上に岐阜バスさんに料金が入るような場合につきましては、協定書の中に見直し条項もございますので、そういったときにやはり額の見直しも検討していくということでございます。

いずれにしましても、来年度から、先ほど言いましたように無料の直営のバスを走らせるという

ことでございますが、今後このような契約を行う場合につきましては、その時点で、市としまして最善な内容となるような契約を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

[2番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

何にしても、市民一人ひとりの方が不利益にならないような契約を心がけるようにしていただきたいと思っております。

では続きまして、長屋の件に移らせていただきます。これも契約事項のことですので、失礼があるといけませんので、ちょっと書面を読みながら質問をさせていただきます。

前回もこの件で一般質問をしたわけなんですけれども、議長さんの発言によって中途半端な質問になってしまいましたので、改めて質問をさせていただきます。

市が多目的広場として購入した長屋の土地の件に関しては、昭和49年の糸貫町時代の議会の中において審議された経緯があるんですね。その中に、一時的に糸貫町名義にしておきますが、長屋区に組合ができたときは、その組合に無償で払い下げる旨の議決を議会にお願いをするという旨のことが記載されております。それに従いまして、今まで長屋の土地を、糸貫町名義であるけれども、市が取得しようとしたときには糸貫川共有地廃川地管理組合に無償譲渡の決議をした後に、市が土地を取得しておったと思います。

今回の最後になったかと思う多目的広場の土地に関しては、その当時の49年の糸貫町議会で決められた無償譲渡の決議はしておりませんので、またその理由について、平成19年の6月に行われた全員協議会の中で私は説明を求めたという記憶があります。まだその当時の私は市会議員としても日も浅く、多目的広場の長屋の件ということがあまりよく理解していなかった点もあろうかと思うんですけれども、その土地が糸貫町名義であると。どうして糸貫町名義の土地を市が購入しなければいけないんだとか、そういうようなことがよくわかりませんでしたので、いろいろとお聞きしたかと思えます。また、その後においても、一般質問、また文書での回答を何度もお願いをしてきました。説明及び回答をいろいろいただいたんですけれども、長屋の土地の名義は糸貫町とあるが、実際の所有者は糸貫川共有地廃川地管理組合にあるというお答えだったと記憶しております。

今もその考えに間違いはないかとは思いますが、土地の売買契約書を見てみますと、最後に契約をされた契約書しか私は見ておりませんが、その契約書を見てみますと、契約書の下の方に耕作権のことも記載されています。そのことについて私なりに調べてみましたが、耕作権とは、地主さんから土地を借りて耕作する権利だというふうに伺いました。昔は大地主さんがおられ、地主さんから土地代を払って土地を借りて耕作しておったと。そういう人が多数おられたと聞いておりますけれども、この人たちのことは昔の言い方で、今もそういう言い方をされるかと思えますけれども、小作人と呼ばれていたと思います。この人たちの権利を守るためにつくられたのが耕作権じゃなかったかなと私は思っております。

今回、市が多目的広場として購入した長屋の土地には耕作権を有する人たちがおられますので、その権利のことが契約書の中に記載されていたのではないかと思います。その権利がついたままでは、市が購入しようとしても、その土地を、担保みたいなものでついておりますから意味がなさないうです。その権利を抹消するために、契約書に記載をされていたのではないかと思うんです。

普通は、地主さんが土地を売ろうとするときには、耕作権を有しておる人に作離れ料を払って、その権利をなしにした後に権利を土地を売られるというのが普通のやり方だと思っております。今回、多目的広場として購入した土地には、この耕作権及び作離れ料が発生しない土地もあったかと思っております。どういうことかといいますと、地主さんに借地料を払い土地を借り、耕作していない土地、私が記憶しているところではそういう土地が200坪近く、金額にして約1,000万ほどあったかと思っております。本巢市においては、この耕作権及び作離れ料が発生しない土地も含め、上部組合である糸貫川共有地廃川地管理組合に固定資産税を課せられたと思っております。

このことから考えるに、今回、多目的広場として使われた土地は、通常で言われる上部組合、糸貫川共有地廃川地管理組合を所有者として認識して、その土地の売買について地主である糸貫川共有地廃川地管理組合と売買の契約をされたと思っておりますが、契約書に記載されている組合名が地主である糸貫川共有地廃川地管理組合ではなく、下部組織である北部財産管理組合になっています。そのことに対し、前にも一般質問、また文書等でいろいろと回答を求めましたが、平成19年の7月3日にいただいた393号等を含め、その都度、市の回答は上部組合すなわち糸貫川共有地廃川地管理組合から下部組織である北部財産管理組合が土地に関する契約締結権限の委任を受けていた旨だと、そういう回答をいただいているんですね。それは今もそのお考え、本来は上部組合に権利があるけれども、上部組合から下部組合である北部管理組合にそういう委任がされていたから契約をしたんですよという回答に変わりありませんか、お答えをお願いします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問に対する答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは多目的広場の土地の件につきまして、1点目の売買契約につきまして答弁をさせていただきます。

議員の御指摘のとおり、市の考え方といたしましては、本巢市が平成17年度に多目的広場用地として買い上げました本巢市長屋宇人宿149番地2及び149番地5につきましては、糸貫川共有地廃川地管理組合から糸貫川廃川北部財産管理組合が契約締結権限の委任を受けていたことから、糸貫川廃川北部財産管理組合と土地売買契約を締結しておりますので、回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

今、いただいた回答は、上部組合から下部組合に対しての委任がされていたと。だから契約をしたんだということなんですけれども、その答えが事実かということになるんですね。今いただいたお答えからいきますと、上部組合から下部組合に対してそういう権限を委託がされていたということなんですけれども、それを信じていけないというふうで、ちょっと質問をさせていただきます。

その根拠はどこにあるかということなんですけれども、北部財産管理組合の組合長である遠山議員は、上部組合から委任を受けたというような発言が、私が読んだ議事録どこを見ても見当たらないんですね。また、遠山議員自身が裁判所等で土地の権利は上部組合である糸貫川共有地廃川地管理組合にはなく、下部組合の北部組合にあると、そのように裁判の中で言うておられます。また、利益のない上部組合から委任を受ける必要性もないんだとも言っているんですね。市が、土地の権利を有していない、上部組合、糸貫川共有地廃川地管理組合に固定資産税を課したことは市の間違いであるとも発言しておられるんです。このことは、きょうここにおられる複数の議員の人たちも聞いておられるんです。そういう発言を、宣誓をして、うそを言うてはいけない裁判の中で発言しておられるんですね。

ですから、私は、市の本当に上部組合から下部組合の遠山氏が委任を受けていたのかということをもう一度あえて聞きます。遠山議員は、本当に上部組合から委任を受けたとあなたたちにお話しになったのか、お伺いをいたします。

**○議長（遠山利美君）**

企画部長 高田君。

**○企画部長（高田敏幸君）**

先ほども申しましたとおり、過去、鏝本議員の前の議員のときにでも、全協あるいは一般質問の中でただされたとおり、私どもも、前の市長の答弁にもありますように、そのように上部組合から契約権限の締結を受けたと、文書ではありませんが、口頭ではありますが、書いたものはございませんが、そういったことを信用して締結をしたということでございます。

〔2番議員挙手〕

**○議長（遠山利美君）**

鏝本君。

**○2番（鏝本規之君）**

何でこのことを何度も何度もくどくどと聞くかといいますと、遠山議員は前年の12月24日に地元複数の市民の人から詐欺罪として北方署に告発されています。北方署に詐欺罪として告発された告発状の中には、このように書かれているんですね。「告発事実として、本巢市が糸貫川共有地廃川地管理組合としか売買契約を締結しない事実を知りつつ、北部財産管理組合が糸貫川共有地廃川地管理組合から委任を受けた旨、虚偽の事実を申し向け、売買契約締結権限があるかのように装い、本巢市をしてその旨誤信させ、平成17年7月17日、本巢市と北部財産管理組合との間で土地に関する売買の仮契約を締結し、同契約に基づく売買代金を北部財産管理組合名義の預金通帳に振り込ま

せ、よって同売買代金を詐取したものである」と書かれているんです。

上部組合の人も、遠山議員に委任をした覚えがないと言っておられる。当の本人も裁判の中でそう言っておられる。この告発状は何を意味をするかといいますと、平たく言えば、遠山議員は委任も受けていないのに委任を受けたように装い、市をだまし、土地代金をせしめたということなんです。もっとわかりやすい言い方をするなら、言葉は悪いかもしれませんが、遠山議員に市はだまされたということなんです。そして市がだまされたことによって、本来土地代金としてもらえるべき市民の人がそのお金がもらえなくなったと。だから、複数のもらえるべき権利を有している市民が、北方署にこういうふうで訴えたんですね。

今、部長さんからいただいた、上部組合から遠山氏が委任を受けているんだということが事実だとすると、今、私が読み上げた告発事実を市が認めたことになるんじゃないかと思うんですよ。どうですか。

また一方で、遠山議員が、自身が裁判の中で言うておられることが正しいとするなら、市の言うてることがうそになるんですよ。そうなれば市民の人たちが、遠山氏を詐欺罪として北方署に訴えることは、これは私としてはいかがかと思えますよ。

また、もう一方の考え方で、市の回答が正しいとすると、遠山議員が複数の議員の人たちが傍聴に来られていた裁判の中で言うておられることがうそだということになってしまうんですよ。そうなりますと、遠山議員は偽証罪に値するんです。偽証罪になってしまいますよ、裁判の中で言うていることですから。もしくは誣告罪、今そういう言葉はあまり使わないかもしれまけれども、誣告罪が成立してしまうんですね。

私としては、どちらが正しいことを言うておられるのか、私はいまだによくわかりませんが、市の言うておられることが正しいとするなら、遠山氏の言うておられることがおかしいじゃないかということになるし、遠山氏の言うておることが正しいとするなら、市の言うてることが間違っているんじゃないかということになる。どちらにしてもおかしいことになるんじゃないんですか。私としては、あっちが正しいですよ、こっちが正しいですよということは言えませんが、そういう判断の中において、本来もらえるべき土地代金がもらえなくて困っておられる市民の方がおるんですよ。難儀しているんですよ。そのもらえるべきお金は、遠山議員が組合長をしている口座にまだ市が振り込んだまま、全部残っておるか私はよく知りませんが、人様の懐の中ですから、市が土地代金として振り込んだ土地代金が、まだその貯金通帳に残っているんですね。本来は、どちらの言い分が正しいにしても、その土地代金としては権利を有する上部組合の人たちの手に渡らなければいけないんじゃないかと思っているんですね。

ですから市としてできる範囲内は限られているかと思いますが、どうか市民の人たちのことを思って、そう少しのお金じゃないと思いますので、当てにしておられる市民の人もおられますので、どうか市民の要望にこたえられるように、市としてできる対応を速やかに行っていただきたいと思います。回答がありましたらよろしく。

ないか。まあ言える立場じゃないな。どっちにしたってどっちかが悪いことをしているんやで。



自分のことを自分が悪いとは言えんからな。わかりました。次に移ります。

裁判のこと、また告発状のことがどうのこうのといっって今ちょっと聞こえましたので、事実でありますので、ちゃんとありますのでよろしく。

では次に移ります。

市の工事の契約等についてということで、そちらの方の質問に移ります。

先ほども、議員の方たちからいろいろな質問がなされておまして、公共事業の契約について、先ほども市民にとって不利益にならないようにということをお願いをしたわけなんですけれども、たまたま市長さんの先ほどの回答の中に、景気対策云々ということで2億2,000万近いお金が、市の道路を直すだとか、水路を直すとかというようなことで発注をしますよということなんですけれども、その中において、地元の人、業者の人が地元の人に値するんですけれども、この本巢市の中においては建設関係に携わる人が全労働者の中の十数%を占めているという中において、雇用も含めた中でこういうことも大事かと思うんですね。その中で市民が不利益にならない、また工事を請け負った人が不利にならないような契約条項が今なされているのかをお伺いをいたします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 小野精三君。

○副市長（小野精三君）

それでは、ただいまの御質問に対しまして御回答申し上げます。

市におきましては、市が発注します建設工事につきましては、その入札に参加しようとする場合におきましては、本巢市入札参加業者選定要綱によりまして入札参加資格審査申請書を出していただき、本巢市建設工事等請負業者選考委員会の審議を経まして、本巢市競争入札参加資格者名簿に登載された業者であるということになっております。個別の建設工事の入札条件につきましては、まず必要となります建設業の許可とか業種総合評定値、いわゆるP点、そういったもの、それからまた工事の施工実績に関する条件、配置技術者に関する条件、事務所の所在地に関する条件などを付して入札を行っておるものでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

あと1分やでね、時間は。もう最後ですよ。

〔「議長が許せば時間の延長あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠山利美君）

時間の延長はしません。

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

今、副市長の契約等については、少し時間がないということですので、次回に移させていただきます。

次の質問に移りますけれども、部長さんも待機しておられますので簡単に言いますけれども、早野地区にあるフェロシルトというのかな、産廃ということなんです。石原産業が持ってきたものが私が議員をやめてからこの議会の中で語られたというような形跡がありませんし、その当時と同じようにいまだに放置されたままなんです。それに対して、市としては今後どのような対応をしていくのか。また、地主である人に対し、市としてできる範囲内のことが何かできることがあるのではないかと。また、県と協力してそういうことが速やかに撤去できる方法がないのか、いろいろなことが考えられるかと思っておりますけれども、私の質問の方が少ないですので、答弁の方よろしくお願ひします。

**○議長（遠山利美君）**

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 藤原俊一君。

**○市民環境部長（藤原俊一君）**

それではフェロシルトの件につきまして、御回答申し上げます。

フェロシルト問題につきましては、県におきまして、平成17年11月にフェロシルトの全量撤去を内容とする措置命令が出され、現在では建材でのフェロシルトの搬入箇所は、岐阜市分を除き16カ所中14カ所が撤去を完了となっており、残る2カ所は本市と中津川市となっております。

本市につきましては、平成19年7月より作業が中止となっております。その原因といたしましては、撤去について地権者との合意が得られないことから、双方の弁護士による話し合いが続けられておりましたが、昨年12月、県同席のもと、地権者と石原産業との面談が行われ、それ以降も面談交渉の継続について地権者と石原産業に対して繰り返し指導されております。

このような経過によりまして、工事中断以降、地権者、地域の住民の方々には大変御心配や御迷惑をおかけしておりましたが、この3月より従来から行われております調査に加え、井戸水の調査箇所を2カ所から5カ所にする事となっており、その調査データの推移を見守りながら、早期解決に向けて、引き続き県、石原産業に対しまして早期撤去を強く要望してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

**○2番（鐔本規之君）**

どうも部長、ありがとうね。最後の答弁が、私みたいな人間の答弁になってしまって申しわけない。本当に長いこと御苦労さんでございました。

じゃあ終わります。

**散会の宣告**

**○議長（遠山利美君）**

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

明日3月12日午前9時から本会議を開催し、引き続き市政一般に対する質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 2 時13分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員